

< 資 料 >

■資料－１ 震度階級（平成 21 年 3 月 31 日から）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	地盤の状況 斜面等の状況
0	人間は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—	—	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—	—	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人のなかには、目を覚ます人もいる。	電灯などの吊り下げ物が、わずかに揺れる。	—	—	—	—
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	—	—	—
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	—	—	—
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性が低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	地盤では、亀裂や液状化が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据えつけが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性が低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	斜面等では、落石やがけ崩れが発生することがある。

6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性が低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性が高い住宅では壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性が高い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	地盤では、地割れが生じることがある。 斜面等では、がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性が低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。耐震性が高い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い建物では壁、梁、柱などの部材に、斜めやx状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性が高い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地盤では大きな地割れが生じることがある。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性が低い住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。耐震性が高い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性が低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。耐震性が高い建物では壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ、亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	斜面等では、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

＜ライフライン・インフラ等への影響＞

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業所の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

■資料－２ 被害程度の認定基準

災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号消防庁長官)

分類	用 語	被 害 程 度 認 定 基 準	
人 的 被 害	死 者	当該被害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。	
	行方不明	当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。	
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者。	
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者。	
住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。	
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。	
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。	
そ の 他 被 害	田	流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
		冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
	畑	流失・埋没	田に準じる。
		冠 水	
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道 路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河 川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。

分類	用 語	被 害 程 度 認 定 基 準	
そ の 他 被 害	港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。	
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸。	
	がけ崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。	
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。	
	土 石 流	土石及び土石の流出等いわゆる山津波により、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。	
	林地崩壊	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 1 項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃渓流数の合計数とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。	
	水 道	上水道、又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。	
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数。	
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数。	
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。	
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。		
り 災 世 帯 等	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。	
	被災者数	り災世帯の構成員。	
	公立文教施設	公立の文教施設とする	
被 害 金 額	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、水道及び下水道とする。	
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農産物等の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
		水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。		

■資料－３ 災害救助法による救助の基準

(令和５年６月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第４条第１項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 １人 １日当たり ３４０円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１ 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２ 避難に当たっての輸送費は別途計上 ３ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は⑦、０００円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第４条第２項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 １人 １日当たり ３４０円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	１ 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ２ 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 １ 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２ 基本額 １戸当たり ６,７７５,０００円以内 ３ 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から２０日以内着工	１ 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、６,７７５,０００円以内であればよい。 ２ 同一敷地内等に概ね５０戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(５０戸未満であっても小規模な施設を設置できる) ３ 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４ 供与期間は２年以内
		○ 賃貸型応急住宅 １ 規模 建設型仮設住宅に準じる ２ 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	１ 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２ 供与期間は建設型仮設住宅と同様

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間			備 考		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 1人1日当たり 1,230 円以内		災害発生の日から 7 日以内			食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3 日)		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 7 日以内			輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から 10 日以内			1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
		全 壊 全 焼 流 失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
			冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者(応急処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり50,000円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 219,100 円以内 小人（12歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以後に死亡した者であつても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

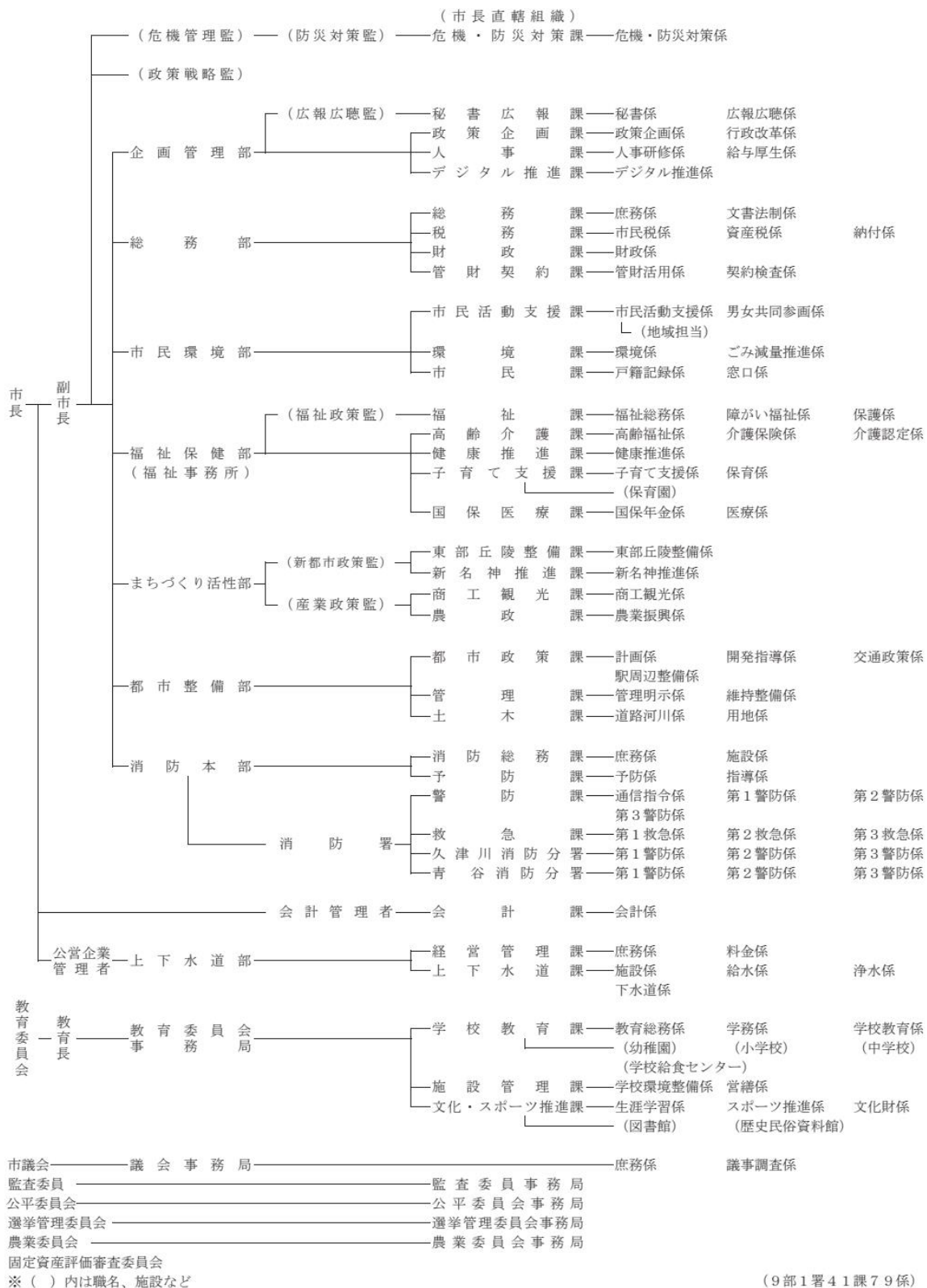
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認めら れる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助 は、高齢者・障害者等で避難行動が 困難な要配慮者の方の輸送であり、 以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借 上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するため の補助員など、避難支援のために必 要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第 1号から第4号までに規定 する者	災害救助法第7条第1項の規定に より救助に関する業務に従事させ た都道府県知事(法第3条に規定 する都道府県知事等をいう。)の総 括する都道府県等(法第17条第1 号に規定する都道府県等をいう。) の常勤の職員で当該業務に従事し た者に相当するものの給与を考慮 して定める	災害の実施が認めら れる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途 に定める額
救助の事務を行 うのに必要な費 用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料 費、食糧費、印刷製本費、光 熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、 法第21条に定める国庫負担を行 う年度(以下「国庫負担対象年度」 という。)における各災害に係る左 記1から7までに掲げる費用につ いて、地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号)第143条に定め る会計年度所属区分により当該年 度の歳出に区分される額を合算 し、各災害の当該合算した額の合 計額が、国庫負担対象年度に支出 した救助事務費以外の費用の額の 合算額に、次のイからトまでに掲 げる区分に応じ、それぞれイから トまでに定める割合を乗じて得た 額の合計額以内とすること。	救助の実施が認めら れる期間及び災害救 助費の精算する事務 を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに 要した経費も含む。
イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

■資料－4 城陽市の行政機構

城陽市組織機構図

(令和6年(2024年)4月1日現在)



■資料－5 城陽市防災会議条例

○城陽市防災会議条例

〔昭和 39 年 8 月 5 日〕
条例第 31 号

改正 昭和 43 年 10 月 23 日条例第 39 号
昭和 47 年 4 月 28 日条例第 25 号
昭和 63 年 3 月 15 日条例第 1 号

平成 7 年 9 月 18 日条例第 30 号
平成 12 年（2000 年）3 月 31 日条例第 2 号
平成 24 年（2012 年）10 月 1 日条例第 18 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、城陽市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）城陽市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

（組織）

第 3 条 防災会議は、会長 1 人及び委員 45 人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（1）指定地方行政機関の職員

（2）本市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の職員

（3）京都府知事の部局の職員

（4）京都府警察の警察官

（5）市長の部局の職員

（6）城陽市教育委員会教育長

（7）城陽市消防本部消防長及び城陽市消防団消防団長

（8）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

（9）前各号に掲げる者のほか、市長が防災に関し必要と認める機関の職員、知識経験者又は自主防災組織を構成する者

（専門委員）

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、京都府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事若干名を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

附則 (昭和43年10月23日条例第39条)

この条例は、公布の日から施行する。

附則 (昭和47年4月28日条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年5月3日から施行する。

附則 (昭和63年3月15日条例第1号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附則 (平成7年9月18日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則 (平成12年(2000年)3月31日条例第2号)

この条例は、平成12年(2000年)4月1日から施行する。

附則 (平成24年(2012年)10月1日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

■資料－6 城陽市災害対策本部条例

○城陽市災害対策本部条例

〔昭和 39 年 8 月 5 日〕
条例第 32 号

改正 昭和 47 年 4 月 28 日条例第 25 号
昭和 63 年 3 月 15 日条例第 2 号
平成 18 年 12 月 28 日条例第 29 号
平成 24 年 10 月 1 日条例第 18 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、城陽市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 本部の災害対策本部長（以下「本部長」という。）には、市長を、災害対策副本部長には、副市長、教育長及び公営企業管理者をもって充てる。

- 2 本部に部を置く。
- 3 部に部長及び副本部長を置き、部長及び副本部長には、本部長が指名する災害対策本部員（以下「本部員」という。）をもって充てる。
- 4 部に必要に応じて班を置くものとする。
- 5 班に班長及び班員を置き、班長及び班員には、本部長が指名する本部員をもって充てる。

（委任）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

附則 （昭和 47 年 4 月 28 日条例第 25 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は昭和 47 年 5 月 3 日から施行する。

附則 （昭和 63 年 3 月 15 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附則 （平成 18 年（2006 年）12 月 28 日条例第 29 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年（2007 年）4 月 1 日から施行する。

■資料－7 城陽市災害対策本部条例施行規則

○城陽市災害対策本部条例施行規則

〔昭和 63 年 3 月 15 日〕
規則第 4 号

改正 平成 3 年 6 月 1 日規則第 27 号 平成 9 年（1997 年）4 月 1 日規則第 16 号
平成 3 年 9 月 2 日規則第 31 号 平成 10 年（1998 年）4 月 1 日規則第 7 号
平成 7 年 5 月 16 日規則第 25 号 平成 27 年（2015 年）5 月 22 日規則第 28 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、城陽市災害対策本部条例（昭和 39 年城陽市条例第 32 号）第 3 条の規定に基づき、城陽市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指導監督する。

- 2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐する。
- 3 部長は、部の事務を統括し、部の職員を指導監督する。
- 4 副部長は、部長を補佐する。
- 5 班長は、上司の命を受け、その班の事務を掌理し、所属班員を指揮監督する。
- 6 班長は、上司の命を受け、その班の事務に従事する。

（職務代理）

第 3 条 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する順序による副本部長がその職務を代理する。

- 2 部長に事故があるときは、所属する部の副部長又は班長がその職務を代理する。
- 3 班長に事故があるときは、所属班員のなかからあらかじめ部長の指名する者がその職務を代理する。

（災害対策本部の編成及び任務分担）

第 4 条 災害対策本部に、総括部、調整部、消防部、応急対策部、救援部、施設対策第一部、施設対策第二部、上下水道部、教育部、及び地区連絡所を置き、各部及び部に置く班の事務分掌は、城陽市地域防災計画に定めるところによる。

（災害対策本部会議）

第 5 条 本部に、災害対策についての重要な指示及び総合調整を行うため災害対策本部会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、本部長、副本部長及び部長をもって構成する。ただし、本部長が必要と認めたときは、会議に班長その他の班員の出席を求めることができる。
- 3 会議は、必要に応じて本部長が招集する。

（非常配備体制の基準）

第 6 条 本部は、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、迅速かつ強力な動員配備体制を整えるものとする。

- 2 前項の動員配備の種別は、1 号配備、2 号配備、3 号配備、4 号配備及び 5 号配備とし、動員配備体制の基準は、別表第 2 に定めるところとする。

（1 号配備の活動）

第 7 条 1 号配備における活動は、おおむね次のとおりとする。

- （1）総括部は、京都地方気象台その他関係機関との連絡を密にし、気象の予報、警報、防災情報等を収集し、直ちに関係機関に連絡するものとする。
- （2）各部の班長は、所掌事務に係る情報を収集したときは、速やかに消防部長に連絡しなければならない。

(3) 総括部長は、必要に応じて関係部長又は班長を招集し、相互の情報を交換し、当該情報に対して適切な措置を講じるものとする。

(2号配備の活動)

第8条 2号配備における活動は、前条に規定する活動に合せて、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総括部長は、動員職員から情報を収集し、連絡を強化しなければならない。
- (2) 動員職員は、災害の現況を調査し、装備、資材及び機器を整備点検し、必要に応じて措置を講じるものとする。

(3号配備等の活動)

第9条 3号配備が指令されたとき、各部長は、所掌事務に係る情報を収集し、関係部及び関係機関との連絡・協力体制を強化し、その活動状況を随時本部長に報告しなければならない。

2 4号配備及び5号配備における活動は、前項に規定する活動に準ずるものとする。

(動員配備の指令及び解除)

第10条 1号配備及び2号配備の指令及び解除については、総括部長が行い、3号配備から5号配備までの指令及び解除については、本部長が行うものとする。

(班員の配置)

第11条 動員配備の班員配置は、当該災害の種類及び規模により、別に定める動員配備編成計画に基づき、総括部長及び各部長が行う。ただし、本部長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 各部長は、常に動員配備ごとに動員に必要な所属職員の住所名簿を整備し、本部長に報告しなければならない。

(非常招集等)

第12条 動員配備の配置に係る非常招集を受けたときは、所属勤務場所に出勤するものとする。ただし、特に招集場所を指定されたときは、この限りではない。

2 非常招集の有無にかかわらず、職員は、災害の発生又は災害の発生する恐れがあることを認知したときは、直ちに本部に連絡をとり、その指示を受けるものとする。

(災害対策連絡票)

第13条 災害時における命令、指示及び連絡は、災害対策連絡票により行うものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附則 (平成3年6月1日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成3年9月2日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成7年5月16日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成9年(1997年)4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成10年(1998年)4月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成27年(2015年)5月22日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

■資料－８ 城陽市防災会議委員・幹事名簿

<城陽市防災会議委員名簿>（令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日現在）

会長：城陽市長（災害対策本部 0774-56-4100）

機 関 名	委 員 の 名	連 絡 先	
		住 所	電 話 番 号
指定地方行政機関の長又はその指名する職員			
近畿地方整備局淀川河川事務所	所 長	573-1191 枚方市新町 2 丁目 2-10	072-843-2861
近 畿 農 政 局	地方参事官（京都府担当）	602-8054 上京区西洞院通下長者町下ル	075-414-9015
本市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の職員			
陸上自衛隊大久保駐屯地 第 102 施 設 器 材 隊	隊 長	611-0031 宇治市広野町風呂垣外 1-1	44-0001
京都府知事の部局の職員			
山 城 広 域 振 興 局	局 長	611-0021 宇治市宇治若森 7-6	21-2101
山 城 北 土 木 事 務 所	所 長	610-0331 京田辺市田辺明田 1	62-0047
山 城 北 保 健 所	所 長	611-0021 宇治市宇治若森 7-6	21-2191
京都府警察の警察官			
城 陽 警 察 署	署 長	610-0121 城陽市寺田庭井 25-1	53-0110
市長がその部局の職員のうちから指名する者			
城 陽 市	副 市 長	610-0195 城陽市寺田東ノ口 16・17	56-4050
〃	危 機 管 理 監	〃	56-4045
〃	企 画 管 理 部 長	〃	56-4054
〃	総 務 部 長	〃	56-4011
〃	市 民 環 境 部 長	〃	56-4061
〃	福 祉 保 健 部 長	〃	56-4030
〃	まちづくり活性部長	〃	56-4055
〃	まちづくり活性部参事	〃	56-4018
〃	都 市 整 備 部 長	〃	56-4066
〃	議 会 事 務 局 長	〃	56-4000
〃	上 下 水 道 部 長	610-0101 城陽市平川広田 67	52-4801
〃	教 育 部 長	610-0195 城陽市寺田東ノ口 16・17	56-4003
教育委員会			
教 育 委 員 会	教 育 長	610-0195 城陽市寺田東ノ口 16・17	56-4003
消防機関の長のうち市長が任命する者			
消 防 本 部	消 防 長	610-0111 城陽市富野東田部 33	54-0113
消 防 団	消 防 団 長	〃	〃
指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者			
日本郵便株式会社 城陽郵便局	局 長	610-0121 城陽市寺田袋尻 27-2	52-9017
関西電力送配電株式会社	所 長	612-8361 伏見区片原町 293-3	0800-777-3081
京都本部 伏見配電営業所			
大阪ガスネットワーク株式会社	京 滋 事 業 部 長	600-8815 下・中堂寺栗田町 93 番地	075-315-8942
西日本電信電話株式会社京都支店	設 備 部 長	604-8853 中・壬生東淵田町 22	075-842-9463
宇治久世医師会	京 都 き づ 川 病 院 長	610-0101 城陽市平川西六反 26-1	22-6487
南部土地改良区	理 事 長	610-0121 城陽市寺田高田 67-3	52-2619
（水資源機構）		518-0413 三重県名張市下比奈知	
木津川ダム総合管理所	所 長	2811-2	0595-64-8961
西日本旅客鉄道株式会社（宇治駅）	駅 長	611-0021 宇治市宇治宇文字 16	21-2355
近畿日本鉄道株式会社（新田辺駅）	駅 長	610-0361 京田辺市河原食田 2-3	62-0058
京都京阪バス株式会社	取 締 役 社 長	614-8161 八幡市上奈良宮ノ東 2-5	075-981-8800

機 関 名	委 員 の 名	連 絡 先	
		住 所	電 話 番 号
市長が防災に関し、必要と認める機関の職員及び知識経験者			
城 陽 市 議 会 京 都 大 学 淀川・木津川水防事務組合	議 長 名 誉 教 授 事 務 局 長	610-0195 城陽市寺田東ノ口 16・17	56-4000
		611-8501 宇治市宇治下居 13-2 うじ安心館 3 階	22-5651
城 南 衛 生 管 理 組 合 LP ガス城陽市域防災連絡協議会 城 陽 L P ガ ス 協 会 城陽市社会福祉協議会 城陽市消防団女性消防部	専 任 副 管 理 者 会 長 会 長 会 長 部 長	614-8511 八幡市八幡沢 1	075-631-0771
		610-0114 城陽市市辺西川原 78	52-1265
		610-0121 城陽市寺田今堀 72-28	53-1735
		610-0121 城陽市寺田東ノ口 17	56-0909
		610-0111 城陽市富野東田部 33	54-0113

機 関 名	委 員 の 名	連 絡 先	
		住 所	電 話 番 号
寺田校区防災推進委員会	会 長		
今池校区自主防災会	会 長		

<城陽市防災会議幹事名簿>

機 関 名	委 員 の 名	連 絡 先	
		住 所	電 話 番 号
近畿地方整備局淀川河川事務所	木津川出張所長	610-0331 京田辺市田辺針ヶ池 23	62-0075
近 畿 農 政 局	総括農政推進官	602-8054 上・西洞院通下長者町下ル	075-414-9015
陸上自衛隊大久保駐屯地 第 102 施設器材隊	運用訓練幹部	611-0031 宇治市広野町風呂垣外 1-1	44-0001
山 城 広 域 振 興 局 山 城 北 土 木 事 務 所 山 城 北 保 健 所	総務防災課長	611-0021 宇治市宇治若森 7-6	21-2101
	河川砂防課長	610-0331 京田辺市田辺明田 1	62-0047
	次 長	610-0021 宇治市宇治若森 7-6	21-2191
城 陽 警 察 署	警 備 課 長	610-0121 城陽市寺田庭井 25-1	53-0110
城 陽 市	企画管理部次長	610-0195 城陽市寺田東ノ口 16・17	56-4054
	総務部次長	〃	56-4015
	市民環境部次長	〃	56-4025
	福祉保健部次長	〃	56-4030
	まちづくり活性化次長	〃	56-4055
	都市整備部次長	〃	56-4066
	上下水道部次長	610-0101 城陽市平川広田 67	52-4801
	危機・防災対策課長	610-0121 城陽市寺田東ノ口 16・17	56-4045
	上下水道部経営管理課長	610-0101 城陽市平川広田 67	52-4801
教 育 委 員 会	教 育 部 次 長	610-0195 城陽市寺田東ノ口 16・17	56-4003
消 防 本 部	消 防 総 務 課 長	610-0111 城陽市富野東田部 33	54-0113
日本郵便株式会社 城陽郵便局	担 当 課 長	610-0121 城陽市寺田袋尻 27-2	52-3115
関西電力送配電株式会社 京都本部	コミュニケーション副長	600-8216 下京区塩小路通烏丸西入東 塩小路町 579	0800-777-3081
大阪ガスネットワーク株式会社	京滋事業部 導管計画マネジャー	600-8815 下・中堂寺栗田町 93 番地	075-315-8942
西日本電信電話株式会社 京都支店	災害対策担当課長	604-8853 中・壬生東淵田町 22	075-842-9463
南 部 土 地 改 良 区 (水資源機構)	事 務 職 員	610-0121 城陽市寺田高田 67-3	52-2619
木津川ダム総合管理所	管 理 課 長	518-0413 三重県名張市下比奈知 2811-2	0595-64-8961

機 関 名	委 員 の 職 名	連 絡 先	
		住 所	電 話 番 号
市 議 会 淀川・木津川水防事務組合	議会事務局次長 事 務 局 長	610-0195 城陽市寺田東ノ口 16・17 611-0021 宇治市宇治下居 13-2 うじ安心館 3 階	56-4000 22-5651
LP ガス城陽市域防災連合協議会 城南衛生管理組合 西日本旅客鉄道株式会社（宇治駅） 近畿日本鉄道株式会社（新田辺駅） 京都京阪バス株式会社 城陽 L P ガス 協 会	会 長 総 務 課 長 副 駅 長 助 役 業 務 課 長 会 長	610-0114 城陽市市辺西川原 78 614-8511 八幡市八幡沢 1 611-0021 宇治市宇治宇文字 16 610-0361 京田辺市河原食田 2-3 614-8161 八幡市上奈良宮ノ東 2-5 610-0121 城陽市寺田今堀 72-28	52-1265 075-631-0772 21-2355 62-0058 075-981-8800 53-1735

■資料－9 城陽市自主防災組織運営補助金交付要綱

○城陽市自主防災組織運営補助金交付要綱

平成 9 年（1997 年）7 月 1 日

告示第 39 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日告示第 40 号

令和 2 年 3 月 31 日告示第 13 号

令和 5 年 3 月 31 日告示第 19 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、自主防災組織（城陽市立小学校の校区ごとに設置された自治会連合会を基に自主的に防災活動を行う組織をいう。以下同じ。）に対して、城陽市補助金等の交付に関する規則（昭和58年城陽市規則第18号）及びこの要綱に定めるところにより、城陽市自主防災組織運営補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって自主防災組織を育成することを目的とする。

（交付の要件）

第 2 条 補助金の交付を受けることができる自主防災組織は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 城陽市地域防災リーダー設置要綱（平成 9 年城陽市告示第40号）に定める地域防災リーダーを設置していること。
- (2) 自主防災組織の規約を定めていること。
- (3) 防災活動計画書（補助年度のものをいう。以下同じ。）を作成していること。
- (4) 編成表（自主防災組織内の役割分担を明確にした表をいう。以下同じ。）を作成していること。

（補助対象経費）

第 3 条 補助の対象となる経費は、自主防災組織の防災活動に要する経費とする。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額とし、次に掲げる額の合計額を限度とする。

- (1) 自主防災組織を構成する自治会数（補助金の交付を申請する年度（以下「補助金交付申請年度」という。）の 4 月 1 日現在の自治会数）に、5,000円を乗じて得た額
- (2) 自主防災組織が置かれる城陽市立小学校の校区に属する世帯数（補助金交付申請年度の 4 月 1 日現在の世帯数をいう。）に、19円を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- (3) 補助金交付申請年度において地域防災リーダーが防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構の認証及び登録を受けた者をいう。以下同じ。）の資格を取得するための講座を受講し、かつ、防災士としての認証及び登録を受けた場合に、その要した経費の 2 分の 1 に相当する額（1人当た

り30,000円を限度とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、城陽市自主防災組織運営補助金交付申請書に次に掲げる関係書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 防災活動計画書
- (3) 編成表
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して、交付の適否を決定し、城陽市自主防災組織運営補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知し、交付を決定したときはすみやかに補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けた自主防災組織があるときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた自主防災組織は、補助の対象となった防災活動が終了したときは、自主防災組織運営補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年（2017年）3月31日告示第40号）

この要綱は、平成29年（2017年）4月1日から施行する。

附 則（令和2年（2020年）3月31日告示第13号）

この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

附 則（令和5年（2023年）3月31日告示第19号）

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

■資料－10 城陽市地域防災リーダー設置要綱

○城陽市地域防災リーダー設置要綱

平成9年（1997年）7月1日
告示第40号
改正 平成23年3月31日告示第17号

（目的）

第1条 この要綱は、地域防災リーダー（以下「防災リーダー」という。）を設置し、自主防災組織の育成を図るとともに、災害が発生した場合において、初期消火、負傷者の救出救護その他の防災活動を迅速かつ効果的に行うことを目的とする。

（委嘱等）

第2条 防災リーダーは、原則として自主防災組織の活動の地域内に居住し、防災に関する基礎的な知識や技術を身につけた者として当該自主防災組織が推薦したものの中から市長が委嘱するものとする。

2 市長は、次条の規定にかかわらず、防災リーダーが辞退を申し出たときその他適当と認めるときは委嘱を解くことができる。

（任期）

第3条 防災リーダーの任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 防災リーダーが欠けたときの後任の防災リーダーの任期は、前任者の残任期間とする。

（任務）

第4条 防災リーダーの任務は、次のとおりとする。

- (1) 平常時においては、自主防災組織の育成を図るために、各種防災活動の取組の指導及び助言を行うこと。
- (2) 災害時においては、自主防災組織の防災活動について協力、助言等を行うこと。

（育成）

第5条 市長は、防災リーダーの育成に努めるものとする。

（研修及び訓練）

第6条 防災リーダーは、市長が行う研修及び消火訓練、救出救護訓練その他の訓練に積極的に参加するものとする。

（庶務）

第7条 防災リーダーに関する庶務は、防災主管課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年（2011年） 3 月31日告示第17号）

この要綱は、平成23年（2011年） 4 月 1 日から施行する。

■資料－11 防災協定

1 自治体間の相互応援協定

	協 定	締 結 先	締結日	概 要
1	水道災害相互応援に関する覚書	京都府、京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、久御山町、井手町、宇治田原町、大山崎町、精華町、与謝野町	平成6年 10月1日	日本水道協会京都府支部の会員による災害並びに大規模断水等が発生した場合の応急給水と応急復旧の相互応援
2	城陽市・京田辺市消防相互応援協定	城陽市、京田辺市	平成4年 12月1日	城陽市と井手町及び宇治田原町との境界付近で発生した火災・救急・救助事故の相互応援
3	宇治市・城陽市・久御山町消防相互応援協定	宇治市、城陽市、久御山町	平成18年 8月1日	宇治市・城陽市・久御山町で発生した火災・救急・救助事故の相互応援
4	京都府広域消防相互応援協定	京都府内の各市町村及び各消防組合	令和2年 4月1日	京都府内の市町村等が行う消防の相互応援
5	京都南部都市災害時相互応援協定	宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、久御山町、宇治田原町、井手町、大山崎町	平成22年 4月1日	被災した市町が独自で応急対策及び復旧対策を実施できない場合の相互応援
6	城陽市・三朝町の相互応援協定	城陽市、三朝町	平成23年 11月13日	被災した市町が独自で応急対策及び復旧対策を実施できない場合の相互応援
7	災害時等の応援に関する申し合わせ	城陽市、国土交通省近畿地方整備局	平成26年 7月14日	情報の収集・提供、人材の派遣、災害用資機材等の貸し付け等に関する応援
8	災害時における施設使用に関する協定	京都府城陽警察署	平成27年 12月11日	災害時における施設の使用に関する協定
9	城陽市・野々市市の相互応援協定	城陽市、野々市市	平成28年 10月26日	被災した市町が独自で応急対策及び復旧対策を実施できない場合の相互応援
10	新名神高速道路消防相互応援協定	城陽市、京田辺市、八幡市	平成29年 4月30日	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線「城陽・八幡京田辺」間で発生した災害に係る相互応援
11	京奈和自動車道の消防相互応援協定	城陽市、京田辺市、精華町、相楽中部消防組合消防本部	令和3年 3月17日	京奈和自動車道において災害が発生した際の相互応援

2 城陽市が各種団体と結んでいる協定

	協 定	締 結 先	締結日	概 要
1	L P ガスの供給に関する協定	城陽 L P ガス協会	平成12年 4月21日	避難所への L P ガスの供給

	協 定	締 結 先	締結日	概 要
2	物資の供給に関する協定	株式会社サンフレッシュ	平成18年 2月3日	食料品・生活用品を供給
3	応急工事等の協力に関する協定	城陽市防災対策委員会	平成18年 10月30日	道路、河川等の公共施設の機能確保並びに災害の復旧工事への協力
4	生活用水及び飲料の供給協力に関する協定	サントリー食品工業 株式会社宇治川工場	平成21年 7月29日	井戸水及び飲料を供給
5	飲料の提供等協力に関する協定	城陽市牛乳販売店組合	平成21年 7月29日	市役所内に設置する自動販売機の飲料を提供
6	梅干の供給協力等に関する協定	青谷梅林振興協議会	平成21年 7月29日	生活支援物資として梅干を供給
7	隊友会の協力に関する協定	公益社団法人 京都府隊友会城陽支部	平成23年 3月11日	大規模な災害等から市民の生命と財産を守る活動への協力
8	エルピーガス等の供給に関する協定	一般社団法人 京都府LPガス協会 宇治支部	平成23年 3月23日	避難所へのエルピーガス等の供給
9	災害時における放送要請に関する協定	エフエム宇治放送株式会社	平成24年 4月1日	災害時の住民への被害情報等の提供
10	物資の供給に関する協定	NPO法人コメリ防災対策センター	平成26年 4月30日	作業関係用品、日用品等の供給
11	災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定	認定NPO法人 日本レスキュー協会	平成27年 2月25日	災害時の被災者の捜索活動及び避難生活でのこころのケアに関する救助犬等の出動
12	京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの運用支援に関する協定	西日本電信電話株式会社京都支店、京都電子計算株式会社、ケーケーシー情報システム、京都府自治体情報化推進協議会、京都府	平成27年 7月1日	被災者情報システムの円滑な運用により、迅速な、り災証明の発行及び被災者の生活再建を図る
13	災害対応型自動販売機設置に関する協定	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	平成29年 1月1日	災害対応型自動販売機の設置
14	城陽市災害ボランティアセンター運営等に関する協定	社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会	平成27年 7月2日	ボランティアセンター運営及びボランティア活動についての円滑な運用
15	災害時における外国人支援に関する協定	城陽市国際交流協会	平成29年4 月17日	多言語支援センターの設置等による災害時における外国人の支援
16	災害時における避難のための施設の使用に関する協定	株式会社平和堂	平成29年 5月1日	アル・プラザ城陽駐車場の指定緊急避難場所への指定
17	災害時における物資の保管等に係る協力に関する協定	京都やましろ農業協同組合	平成30年 1月18日	物資の集積場所、荷役資機材の提供及び人員の派遣

	協 定	締 結 先	締 結 日	概 要
18	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	日本電信電話株式会社	平成30年 4月24日	災害時における避難者の通信の確保のための特設公衆電話の設置
19	災害時における支援に関する協定	城陽測量組合	平成30年 12月24日	災害発生時における災害初期調査、被災者相談並びに被災家屋調査補助
20	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	一般社団法人 ドローン撮影クリエイ ターズ協会	平成31年 2月5日	災害発生時におけるドローンによる情報収集や被災者の捜索・救助等の協力
21	災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定	大阪ガスネットワーク 株式会社	令和元年 11月18日	都市ガス復旧活動を行う活動拠点の使用に関する事項を事前に定め早期復旧を実施
22	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和2年 2月10日	災害発生時に市民に対し必要な情報を迅速に提供
23	応急作業等の協力に関する協定	一般社団法人城陽防災 協会	令和2年 6月24日	道路、河川等の公共施設の機能確保並びに災害の復旧作業への協力
24	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	セッツカートン株式会 社 Jパックス株式会社	令和2年 8月7日	災害時等における避難所への段ボールベッド等の供給
25	災害時等における物資供給等防災に関する協力協定	王子コンテナ株式会 社大阪工場	令和2年 8月28日	災害時等における避難所への段ボールベッド等の供給
26	包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社	令和2年 10月6日	災害発生時における城陽市と城陽市内郵便局の相互協力
27	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	株式会社ロゴスコーポ レーション	令和2年 10月16日	指定緊急避難場所だけでは不足する場合等における宿泊施設の提供
28	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	京都城陽環境組合	令和3年 6月1日	災害時における円滑な災害廃棄物の処理の協力
29	災害時等における無人航空機の運用に関する協定書	城陽ドローン協会	令和3年 6月24日	無人航空機を活用した災害時等における現地の被災状況等の確認・情報収集活動並びに被災者の捜索または救助の支援
30	災害時における弾性ストックの提供協力に関する協定	福助株式会社	令和3年 11月17日	災害時等における避難所等への弾性ストックの提供
31	災害時における電動車両等の支援に関する協定	京都三菱自動車販売株 式会社 三菱自動車工業株式会 社	令和3年 12月6日	災害発生時における電動車両等の貸与
32	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	令和4年 5月23日	災害時における支援物資の受入及び配送等の支援

	協 定	締 結 先	締 結 日	概 要
33	大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	関西電力送配電株式会社 京都支社 電力本部 伏見配電営業所	令和4年 9月1日	大規模災害時における早期の停電復旧等に関する相互連携
34	災害時における支援等協力に関する協定	京都山城白坂テクノパーク連絡協議会・井手町	令和5年 1月17日	災害発生時における場所の提供及び物資の提供等
35	大規模停電時における電力提供に関する協定	城南衛生管理組合	令和6年 7月17日	大規模停電時における人工呼吸器等電動の医療機器を使用する等特に配慮を要する人達への電力提供等

3 近隣市町と共同して各種団体と結んでいる協定

	協 定	締 結 先	締 結 日	概 要
1	災害医療救護活動に関する協定	宇治久世医師会	平成9年 3月25日	災害現場で医療活動が必要な場合に災害医療救護活動を実施
2	集団救急事故等に伴う医師等の協力に関する協定	宇治久世医師会	平成9年 3月25日	集団救急事故等の現場における救急活動への医師等の協力
3	物資の供給に関する協定	株式会社 ユタカファーマシー	平成23年 4月1日	食料品、衣類、医薬品等生活用消耗品全般の供給
4	同上	イオンリテール株式会社	平成23年 4月1日	食料品、衣類、医薬品等生活用消耗品全般の供給
5	飲料の供給等協力に関する協定	樋口鉱泉株式会社	平成23年 4月1日	保有する飲料及び災害対応型自販機内の飲料の供給
6	飲料の供給等協力に関する協定	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	平成23年 4月1日	保有する飲料及び災害対応型自販機内の飲料の供給
7	輸送車両提供の協力に関する協定	F レンタリース株式会社	平成23年 4月1日	応急対応や災害復旧に必要な車両の提供
8	霊柩自動車輸送の協力に関する協定	一般社団法人 全国霊柩自動車協会	平成23年 4月1日	霊柩自動車による輸送の協力
9	棺等葬祭用品の供給に関する協定	京都中央葬祭業協同組合	平成23年 4月1日	棺等葬祭用品の供給
10	災害発生時における物資の供給に関する協定	株式会社平和堂	平成27年 3月3日	食料品、衣類、医薬品等生活用消耗品全般の供給
11	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	宇治久世歯科医師会	平成27年 8月14日	災害現場で医療活動が必要な場合に歯科医療救護活動を実施
12	災害時における薬剤医療救護活動に関する協定	城南薬剤師会	平成27年 8月14日	災害現場で医療活動が必要な場合に薬剤医療救護活動を実施

近隣市町 : 1、2、11、12 宇治市、城陽市、久御山町

3～10

宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、久御山町、宇治田原町、井手町、大山崎町

4 福祉避難所協定

	協 定	締 結 先	締 結 日	概 要
1	災害時等における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	社会福祉法人城陽福社会	平成24年2月8日	災害発生時に、避難所において、特別な配慮が必要な人が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所を設置するもの
2	災害時等における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	社会福祉法人和光会特別養護老人ホーム梅林園	平成24年8月21日	災害発生時に、避難所において、特別な配慮が必要な人が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所を設置するもの
3	災害時等における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	社会福祉法人本願寺龍谷会	平成24年8月28日	災害発生時に、避難所において、特別な配慮が必要な人が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所を設置するもの
4	災害時等における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	社会福祉法人南山城学園	平成25年10月28日	災害発生時に、避難所において、特別な配慮が必要な人が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所を設置するもの
5	災害時等における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	医療法人啓信会介護老人保健施設萌木の村	平成30年5月8日	災害発生時に、避難所において、特別な配慮が必要な人が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所を設置するもの
6	災害時等における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	社会福祉法人青谷学園障害者支援施設青谷学園	平成30年7月23日	災害発生時に、避難所において、特別な配慮が必要な人が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所を設置するもの

■資料－12 社会条件の概況

区 分	状 況
面積	32.71 km ²
D I D地区面積	7.21 km ²
人口	74,607 人
D I D地区人口	67,603 人
世帯数	30,438 世帯
高齢化率	34.0%

(令和2年 国勢調査結果)

■資料－13 防火地域の指定状況

区分	防火地域	準防火地域
面積	29ha	466ha

■資料-14 公園・緑地の整備状況

(令和5年2月1日現在)

種 別	名 称	面積 (ha)	所 在 地
街区公園	1 久津川児童公園	0.23	平川野原 10 他 3
	2 指月児童公園	0.10	平川指月 63-1
	3 城陽団地第1児童公園	0.14	久世下大谷 6-290 他 1
	4 城陽団地第2児童公園	0.12	久世上大谷 110-23
	5 上大谷第1児童公園	0.22	久世上大谷 113-19
	6 深谷第1児童公園	0.14	寺田深谷 7-80
	7 深谷第2児童公園	0.11	寺田深谷 64-256
	8 深谷第3児童公園	0.19	寺田深谷 8-6
	9 宮ノ谷第1児童公園	0.15	寺田深谷 57-4
	10 大谷第1公園	0.87	寺田大谷 115-18 他 1
	11 北山田公園	0.10	寺田北山田 29-11
	12 高田児童公園	0.14	寺田高田 57
	13 庭井団地第1児童公園	0.11	寺田庭井 1-98
	14 寺田児童公園	0.12	寺田今堀 25
	15 寺田西児童公園	0.10	寺田大林 43-4
	16 高井第1児童公園	0.15	富野高井 60-168 他 1
	17 富野児童公園	0.10	富野東田部 70-5
	18 枇杷庄公園	0.28	枇杷庄大堀 138-1 他 2
	19 鍛冶塚第1児童公園	0.10	平川鍛冶塚 31-80
	20 宮ノ平第1児童公園	0.18	寺田宮ノ平 35-1
	21 宮ノ平第2児童公園	0.18	寺田宮ノ平 35-83
	22 青谷公園	0.17	奈島久保野 39-1 他 2
	23 深谷第3幼児公園	0.11	寺田深谷 7-155 他
	24 尼塚第9幼児公園	0.11	寺田尼塚 39-2
	25 青池公園	0.13	市辺北山 1-1 他 6
	26 その他街区公園	5.65	市内 182 ヲ所
近隣公園	27 木津川河川敷運動公園	3.27	水主下外島 23-1 他
運動公園	28 城陽市総合運動公園	16.00	寺田奥山他
都市緑地	29 山城青谷駅前広場	0.08	市辺五島 88-8 他 2
	30 長池駅前広場Ⅰ	0.06	長池北裏 61-7
	31 富野荘駅前広場	0.07	枇杷庄鹿背田 51-30
	32 久津川駅前広場	0.06	平川東垣外 78-1
	33 桜づつみ寺田緑地	1.00	寺田北堤下の一部及び地先
	34 桜づつみ枇杷庄緑地	0.37	枇杷庄大堀及び島ノ宮の一部及び地先
	35 桜づつみ富野緑地	1.06	富野内川の一部及び地先
	36 桜づつみ水主緑地	1.80	水主大將軍の一部及び地先
	37 桜づつみ奈島緑地	1.75	奈島川原口、植田及び中嶋の一部及び地先

■資料－15 公共施設一覧表

●市の施設

<保育所・幼稚園等>

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	富野幼稚園	富野南清水 30	52-1009
2	久津川保育園	平川大將軍 2	52-4864
3	久世保育園	久世芝ヶ原 74-1	52-4369
4	鴻の巣保育園	寺田東ノ口 51-5	55-9191
5	今池保育園	富野高井 44-3	53-2800
6	青谷保育園	中樋ノ上 63-1	52-1039
7	久津川学童保育所	平川指月 1 (久津川小学校内)	53-3900
8	古川学童保育所	上津屋境端 57 (古川小学校内)	54-2487
9	久世学童保育所	久世芝ヶ原 143 (久世小学校内)	55-4577
10	深谷学童保育所	寺田深谷 111-2 (深谷小学校内)	54-2485
11	寺田学童保育所	寺田北山田 2 (寺田小学校内)	52-4366
12	寺田西学童保育所	寺田西ノ口 65 (寺田西小学校内)	54-2584
13	寺田南学童保育所	寺田新池 23-1 (寺田南小学校内)	54-0707
14	今池学童保育所	寺田大畔 177-1 (今池小学校内)	54-2956
15	富野学童保育所	富野堀口 2-1	54-2955
16	青谷学童保育所	中向河原 1 (青谷小学校内)	54-2486

<小・中学校>

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	城陽中学校	寺田北山田 35	52-2708
2	西城陽中学校	寺田乾出北 82	53-1600
3	南城陽中学校	観音堂巽畑 17-4	53-7009
4	東城陽中学校	久世上大谷 24	54-0407
5	北城陽中学校	平川長箴 33	55-1009
6	久津川小学校	平川指月 1	52-1703
7	古川小学校	上津屋境端 57	53-1500
8	久世小学校	久世芝ヶ原 143	52-3670
9	深谷小学校	寺田深谷 111-2	53-3200
10	寺田小学校	寺田北山田 2	52-2589
11	寺田南小学校	寺田新池 23-1	52-6800
12	寺田西小学校	寺田西ノ口 65	53-7005
13	今池小学校	寺田大畔 177-1	52-2402
14	富野小学校	富野堀口 1	52-0009
15	青谷小学校	中向河原 1	52-0040

<その他の市立施設>

No.	施 設 名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	城陽市役所	寺田東ノ口 16・17	52-1111
2	城陽市消防本部 城陽市消防署	富野東田部 33	54-0113 54-0115 54-0116 54-0150
3	久津川消防分署	平川横道 29-1	56-1999
4	青谷消防分署	中樋ノ上 45-1	54-0119
5	城陽市上下水道部	平川広田 67	52-4801
6	学校給食センター	富野森山 39-3	52-2205
7	保健センター 休日急病診療所	富野久保田 1-1	55-1111 55-1112
8	福祉センター	寺田東ノ口 17	56-0909
9	文化パーク城陽 寺田コミュニティセンター 図書館 歴史民俗資料館	寺田今堀 1	55-1010 55-0010 53-4000 55-7611
10	北部コミュニティセンター	平川広田 67	55-1001
11	南部コミュニティセンター 働く女性の家 コミュニティ防災センター	富野東田部 70-1	55-1002
12	東部コミュニティセンター	寺田正道 152-1	55-7858
13	今池コミュニティセンター	枇杷庄知原 15-1	56-0525
14	青谷コミュニティセンター	市辺五島 7-82	53-8273
15	市民プール	久世荒内 149	55-6222
16	総合運動公園	寺田奥山 1	55-6222
17	プラムイン城陽	寺田大川原 24-4	58-0010
18	アイリスイン城陽	寺田大川原 26-8	55-7811
19	総合老人福祉センター陽寿苑	奈島川原口 20	55-1017
20	北部老人福祉センター陽和苑	平川大將軍 2	52-9670
21	東部老人福祉センター陽東苑	久世芝ヶ原 131	53-3700
22	西部老人福祉センター陽幸苑	寺田乾出北 55	53-9393
23	ふたば園	久世北垣内 137-5	54-1966
24	久津川公民館	平川野原 88-1	54-1266
25	城陽団地水源地	久世下大谷 7	
26	第一浄水場	富野柏平 45-3	
27	第二浄水場	寺田大谷 103	
28	第三浄水場	平川広田 67	52-4801
29	衛生センター	寺田南堤下 1	53-1400
30	男女共同参画支援センターぱれっと JOYO	寺田林ノ口 11-114	54-7545
31	地域子育て支援センターひなたぼっこ	寺田深谷 16	55-9260

●府関係の施設

No.	施 設 名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	城陽警察署	寺田庭井 25-1	53-0110
	久津川交番	平川指月 77-1	53-7300
	富野荘交番	富野南清水 46-1	53-7725
	青谷交番	中向河原 1	53-6666
	寺田交番	寺田高田 40-6	53-3323
2	城陽高等学校	寺田宮ノ平 1	52-6811
3	西城陽高等学校	枇杷庄京縄手 46-1	53-5455
4	京都府山城家畜保健衛生所	寺田北山田 31-47	52-2040
5	京都府立心身障害者福祉センター	中芦原	54-1400
6	京都府立城陽障害者高等技術専門校	中芦原 59	54-3600
7	京都府家庭支援総合センター城陽分室	中芦原	55-4119
8	京都府立心身障害者福祉センター体育館	中芦原	53-6644
9	京都府立城陽支援学校	中芦原 1-4	53-7100
10	京都府立木津川運動公園	富野北角 14-8	66-6022

●国関係の施設

No.	施 設 名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	独立行政法人国立病院機構南京都病院	中芦原 11	52-0065

●その他の施設等

No.	施 設 名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	J R 長池駅	長池北裏 72	81-0028
2	J R 山城青谷駅	市辺五島 88	81-0026
3	J R 城陽駅	寺田林ノ口 7	81-0027
4	(公財)城陽市民余暇活動センター	寺田今堀 1	55-1010
5	城南土地開発公社	寺田東ノ口 16、17(市役所内)	52-3276
6	(一財)城陽山砂利採取地整備公社	寺田水度坂 130 (鴻の巣会館内)	55-9506
7	城南衛生管理組合クリーン21 長谷山	富野長谷山 1-270	52-3581
8	城南衛生管理組合リサイクルセンター長谷山	富野長谷山 1-270	53-3581
9	城南衛生管理組合クリーンパーク折居	宇治市宇治折居 18	20-4799
10	城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山	久御山町佐古梶石 1-3	28-5353
11	城南衛生管理組合クリーンピア沢	八幡市八幡沢 1	075-631-5174
12	寺田財産区管理会	寺田水度坂 130 (鴻の巣会館内)	52-0826
13	京都文教短期大学付属 家政城陽幼稚園	久世下大谷 6	52-1542
14	平川幼稚園	平川大將軍 77-3	53-1288
15	白鳥幼稚園	寺田水度坂 15-105	54-2800
16	芽生え幼稚園	寺田大谷 126-2	54-1288
17	佐伯幼稚園	寺田今橋 68	52-3669
18	青谷聖家族幼稚園	中向河原 11	53-9303
19	せいじん保育園	富野西田部 64-1	53-1300
20	くぬぎ保育園	寺田庭井 36-4	52-1662
21	清心保育園	富野荒見田 4	55-0230
22	里の西保育園	久世里ノ西 66-1	55-0243
23	しいの木保育園	寺田林ノ口 11-114	54-7556
24	青少年野外活動総合センター	寺田南中芝 80	53-3566
25	(福)城陽市社会福祉協議会	寺田東ノ口 17	56-0909
26	(公社)城陽市シルバー人材センター	寺田水度坂 130 (鴻の巣会館内)	52-9486
27	郵便局 (株) 城陽郵便局 郵便事業 (株) 城陽支店	寺田袋尻 27-2	52-3115 52-0693
28	平川郵便局	平川横道 53-4	53-9917
29	寺田郵便局	寺田中大小 110	53-9918
30	今堀郵便局	寺田今堀 72-29	52-8856
31	長池郵便局	長池北清水 20-2	53-9915

No.	施 設 名 称	所 在 地	電 話 番 号
32	富野郵便局	富野西垣内 15-2	53-9966
33	青谷郵便局	市辺小梨間 91	53-9916
34	平川西郵便局	平川中道表 31-5	54-1700
35	深谷郵便局	寺田深谷 23-2	53-6727
36	京都郵便局	寺田塚本 77-6	41-0029

■資料－16 文化財一覧（令和5年2月1日現在）

●国指定・登録文化財

名 称	所 在 地	対象物件・特色	時 代
木造薬師如来立像 (阿弥陀寺)	京都市東山区(京都国立博物館寄託)	一木造 像高 95cm	平安時代
久世神社本殿	久世芝ヶ原	一間社流造	室町時代
水度神社本殿	寺田水度坂	一間社流造 附棟札 8 枚	室町時代
荒見神社本殿	富野荒見田	三間社流造 附棟札 3 枚	江戸時代初期
芝ヶ原古墳出土品一括	寺田今堀(歴史民俗資料館保管)	青銅製銅釧 2 点他	古墳時代初期
木造阿弥陀如来立像 (極楽寺)	富野南垣内	一木造 像高 79.5 cm 像内より四種類の文書を発見	鎌倉時代
近藤家住宅主屋 離れ座敷	寺田乾出北	主屋は最初期の瓦葺農家 離れ座敷は数奇屋風書院造り	江戸時代後期
堀家住宅主屋・離れ座敷・乾蔵・古蔵・東蔵・南蔵及び南蔵座敷・長屋門	寺田中大小	近世の伝統的な農家建築形式	江戸時代中期～近代

●史 跡

名 称	所 在 地	対象物件・特色	時 代
正道官衙遺跡	寺田正道	官衙(役所跡)、古墳時代住居跡 昭和 49 年史跡指定	古墳時代～奈良時代
平川廃寺跡	平川古宮	法隆寺式古代寺院跡 昭和 50 年史跡指定	奈良時代後期～平安時代
森山遺跡	富野森山	縄文、古墳時代集落 昭和 53 年史跡指定	縄文時代後期～古墳時代
久津川古墳群 久津川車塚古墳 丸塚古墳 芭蕉塚古墳 久世小学校古墳	平川車塚 平川車塚 平川茶屋裏 久世芝ヶ原	久津川古墳群の代表的古墳 昭和 54 年史跡指定 平成 28 年追加指定及び名称変更	古墳時代中期
芝ヶ原古墳	寺田大谷	出現期の古墳として重要 平成元年史跡指定	古墳時代初期
久世廃寺跡	久世芝ヶ原	久世神社境内地に塔跡・金堂跡・講堂跡が土壇として残っている、平成 19 年史跡指定	奈良時代前半～11 世紀前半

●府指定・登録文化財

名 称	所 在 地	対象物件・特色	時 代
※天満神社本殿	市辺城下	本殿指定文化財 附棟札 10 枚	江戸時代初期
※旦棕神社本殿	観音堂甲畑	本殿指定文化財	江戸時代初期
※御霊社 (荒見神社境内)	富野荒見田	登録文化財 附棟札 8 枚	桃山時代
※平井神社本殿	平川東垣外	登録文化財 一間社流造 鉄板葺 附板札 1 枚 棟札 6 枚	江戸時代初期

名 称	所 在 地	対象物件・特色	時 代
末社若宮八幡社本殿	平川東垣外	一間社流造 鉄板葺	江戸時代初期
鳥居(平井神社境内)	平川東垣外	石造明神鳥居	江戸時代初期
木造地藏菩薩坐像 (念仏寺)	寺田北東西	指定文化財 寄木造 像高 137.8cm	平安時代初期
旅籠松屋関係資料	長池北清水	登録文化財	江戸時代～明治時代
おかげ踊り図絵馬 (水度神社)	寺田水度坂	文政 13 年 11 月の踊りの情景を描く。裏面に経過を記す。	江戸時代後期
おかげ踊り図絵馬 (中天満神社)	寺田今堀 (歴史民俗資料館寄託)	慶応 3 年の踊りの情景を描く。	江戸時代末期

(注) ※印 文化財環境保全地区

●市指定文化財

名 称	所 在 地	対象物件・特色	時 代
谷口家文書	寺田今堀 (歴史民俗資料館寄託)	大工関係を中心とした文書 126 点	江戸時代初期～明治時代初期
芭蕉塚古墳	平川茶屋裏	前方後円墳	古墳時代中期
天満宮社本殿	枇杷庄大堀	三間社流造 鉄板葺 附棟札 3 枚	江戸時代初期
三縁寺大門	寺田中大小	一間一戸向唐門 棧瓦葺	桃山時代 (推定)
木造天部半跏像 (万福寺)	久世南垣内	一木造 像総高 70.3cm	平安時代後期
木造天部形立像 (長光寺)	寺田北東西	一木造 像高 127.5cm	平安時代後期
鉄湯釜 (水度神社)	寺田水度坂	鑄鉄製 口径 36.0cm 高さ 38.8cm (現状)	室町時代
上田氏旧記	寺田北東西	507 項目にわたる村の記録	江戸時代中期
上大谷古墳群十基 附移築 17 号墳 横穴式石室	久世上大谷	4 世紀半～7 世紀の 10 基の古墳	古墳時代
脱活乾漆造菩薩形立像 (三縁寺)	寺田中大小	脱活乾漆造 像高 73.9cm	奈良時代
宝篋印塔五基 (深広寺)	奈島久保野	花崗岩製 5 基	鎌倉時代後期
中島家資料	寺田今堀 (歴史民俗資料館寄託)	2,435 点の神職家資料	江戸時代～昭和時代
枇杷庄オンマカ風呂 及び関連資料	寺田大畔(城陽市保管)	城州一心講の風呂小屋等資料	近現代
木造阿弥陀如来坐像 (阿弥陀寺)	枇杷庄大堀	寄木造 像高 86.2cm	鎌倉時代
木造大將軍神像 十九軀 (旦棕神社)	寺田今堀 (歴史民俗資料館寄託)	一木造 像高 12.5～19.1cm	平安時代後期

名 称	所 在 地	対象物件・特色	時 代
木造阿弥陀如来立像 (長光寺)	寺田北東西	一木造 像高 70.2cm	平安時代前期
木造阿弥陀如来立像 (念仏寺)	寺田今堀(歴 史 民 俗 資 料 館 寄 託)	一木造 像高 49.2cm	平安時代後期
木造阿弥陀如来立像 (念仏寺)	寺田北東西	一木造 像高 82.9cm	鎌倉時代
初寅の山の神まつり	中地区	無形民俗文化財	江戸時代から
荒見神社神門・透垣 ・中門	富野荒見田	一間薬医門、棧瓦葺透垣、切妻 造桧皮葺一間棟門以上三棟	江戸時代中・後期
芝ヶ原 11 号墳出土品	寺田今堀(歴 史 民 俗 資 料 館 保 管)	出土品一括(三角縁神獸鏡ほか)	3 世紀代
木造阿弥陀如来立像 (長光寺)	寺田北東西	一木造 像高 96.2cm	平安時代後期
水主神社本殿	水主宮馬場	一間社流造 檜皮葺	江戸時代後期
木造阿弥陀如来立像 (正行寺)	富野堀口	一木造 像高 98.4 cm 像内より四種類の文書を発見	鎌倉時代
上大谷古墳群出土銅 鏡 3 面	寺田今堀(歴 史 民 俗 資 料 館 保 管)	き鳳鏡、飛禽文鏡、だ龍鏡	2～5 世紀
大般若経全六〇一卷 経箱 7 箱 (水度神社)	寺田水度坂	大般若経全六〇一卷と経箱七 箱	鎌倉時代前期～ 江戸時代中期
虎図蒔絵絵馬 (森山地蔵堂)	寺田今堀(歴 史 民 俗 資 料 館 寄 託)	縦 62.8cm、横 76.3cm 杉または檜製	江戸時代初期
黒土 1 号墳 (中天満神社)	中黒土	径 30m の円墳、横穴式石室全長 約 9.5m	古墳時代後期
家造作願書 一卷 (上田直彦)	久世南垣内	寺田村農民の様子を知る貴重 な史料	江戸時代中期
黒土 1 号墳出土品 一括	上津屋境端 (古川小学 校内、文化財 資料室保管)	須恵器 土師器 金属製品 石棺片 白雲母片 ガラス玉 片 埴輪片など一括	古墳時代後期
平川廃寺出土塑像一 括(158 点)	上津屋境端 (古川小学 校内、文化財 資料室保管)	頭髮片、衣片、指片、鼻片、筋 肉の膨らみを露わにした関節 を含んだ断片、装身具片等	奈良時代
狛犬(2 点)(水主神 社)	寺田今堀(歴 史 民 俗 資 料 館 寄 託)	鎌倉時代前期の墨書銘がある 洲浜座をもつ木製の狛犬 2 点	本体：近世 洲浜座：鎌倉時代前期
蓮開寺春まつり	平川地区	無形民俗文化財	江戸時代から

■資料－17 防災地区の設定

(令和6年4月1日現在)

防災地区	該当消防分団	世帯数 (世帯)	人 口 (人)
久津川小学校区	久津川分団	3,702	7,274
古川小学校区	久津川分団	2,782	5,647
久世小学校区	久世分団	4,214	9,510
深谷小学校区	久世分団	3,095	6,383
寺田小学校区	寺田分団	4,317	9,138
寺田南小学校区	寺田分団	2,917	6,280
寺田西小学校区	今池分団	3,807	7,822
今池小学校区	今池分団	3,843	7,454
富野小学校区	富野荘分団	4,458	9,320
青谷小学校区	青谷分団	2,317	4,888

■資料－18 防火対象物一覧

地区名 対象物区分		久 津 川	久 世	寺 田	今 池	富 野	青 谷	計
1-イ	演芸場・観覧場			1				1
1-ロ	公会堂・集会場	1	3	4	1	3		12
2-ロ	遊技場			2		1		3
3-イ	待合・料理店			1				1
3-ロ	飲食店	2	10	9	4	4	2	31
4	マーケット	17	10	17	5	11	6	66
5-イ	旅館・ホテル	3	1	2		1	2	9
5-ロ	寄宿舎・共同住宅	87	41	90	77	78	7	380
6-イ	病院・診療所	4	10	12	6	1	3	36
6-ロ	福祉施設(入居施設)	4	5	5	2	8	4	28
6-ハ	保育所、デイサービス	5	6	9	7	4	9	40
6-ニ	幼稚園・特別支援学校	1	2	1	1	1	2	8
7	各種学校	3	3	4	4	2	2	18
9-ロ	公衆浴場			1			1	2
10	駅舎	1		2		2	1	6
11	神社・寺院	5	2	9	2	5	6	29
12-イ	工場・作業所	53	12	18	11	31	49	174
13-イ	車庫・駐車場				1			1
14	倉庫	9	6	2	4	10	11	42
15	前各項に該当しない	12	10	31	11	17	11	92
16-イ	特定を含む複合	20	2	33	8	23	13	99
16-ロ	特定を含まない複合	9	4	9	7	8	8	45
17	重要文化財	1	1	2	2	2	1	9
計		237	128	264	153	212	138	1,132

(令和7年2月現在)

■資料－19 消防水利の状況

(令和7年2月現在)

地 区			久津川		久世		寺田		今池		富野		青谷		合計
種 別			公設	私設	公設	私設	公設	私設	公設	私設	公設	私設	公設	私設	
防 火 水 槽	20m³未満				2 (1)	3 (1)	1	6	2	1	3	1	8	4	31 (2)
	20m³以上 40m³未満		14 (1)	10 (3)	14 (6)	6 (4)	18 (7)	18 (7)	14 (4)	8 (5)	14 (3)	10 (4)	7 (1)	7 (3)	140 (48)
	40m³以上		26 (8)	9 (5)	64 (22)	3 (2)	45 (25)	3 (1)	30 (9)	6 (5)	36 (10)	15 (9)	16 (13)	12 (4)	265 (113)
	計		40 (9)	19 (8)	80 (29)	12 (7)	64 (32)	27 (8)	46 (13)	15 (10)	53 (13)	26 (13)	31 (14)	23 (7)	436 (163)
そ の 他 水 利	プール		4		3	2	3	1	4	1	2	1	1	1	23
	池				1	4				1		1		2	9
	その他			3		5		7		2	1	11		5	34
	計		4	3	4	11	3	8	4	4	3	13	1	8	66
合 計			66		107		102		69		95		63		502
消 火 栓	公 設	総数	248		363		307		278		278		168		1,642
		基準数	230		349		301		273		268		157		1,578
	私 設	総数			4						5		14		23
		基準数			1						2				3

※ () の数字は耐震性防火水槽数

■資料－20 消防車両等の現況

(令和7年2月現在)

署 分 団 保有車両	消防本部・署	久津川分署	青谷分署	消 防 団							計
				団本部	久津川分団	久世分団	寺田分団	今池分団	富野荘分団	青谷分団	
消防ポンプ自動車	2	1	1								4
水槽付消防ポンプ自動車	1		1								2
はしご付消防自動車	1										1
救助工作車	1										1
指揮車	1			1							2
指令車	1										1
資機材搬送車	2	1	1								4
救急自動車	1	1	1								3
広報車	1										1
査察車	1										1
総務連絡車	1										1
救急啓発車	1										1
小型動力ポンプ付積載車					1	1	1	1	1	1	6
小型動力ポンプ		1	1		4	2	3	3	4	5	23
バイク	2	1	1								4
消防ポンプ自動車（非常用）	1										1
救急自動車（非常用）	1										1

■資料－21 消防無線設置状況

区分	設 置 場 所	電力	呼 出 名 称	保有局数波
基地局	消防本部	5 _W	じょうしょう ほんぶ	1～6
移動局	本署 指令 1号車	5 _W	〃 しれい 1	1～12
〃	〃 指揮 1号車	10 _W	〃 しき 1	1～12
〃	〃 ポンプ 1号車	5 _W	〃 ぼんぶ 1	1～12
〃	〃 ポンプ 2号車	5 _W	〃 ぼんぶ 2	1～12
〃	〃 ポンプ 3号車	5 _W	〃 ぼんぶ 3	1～12
〃	〃 タンク 1号車	5 _W	〃 たんく 1	1～12
〃	〃 梯子 1号車	5 _W	〃 はしご 1	1～12
〃	〃 救助 1号車	5 _W	〃 きゅうじょ 1	1～12
〃	〃 救急 1号車	5 _W	〃 きゅうきゅう 1	1～12
〃	〃 救急 2号車	5 _W	〃 きゅうきゅう 2	1～12
〃	〃 救急 3号車	5 _W	〃 きゅうきゅう 3	1～12
〃	〃 資機材搬送 1号車	10 _W	〃 はんそう 1	1～12
〃	〃 資機材搬送 2号車	5 _W	〃 はんそう 2	1～12
〃	〃 査察車	5 _W	〃 ささつ 1	1～12
〃	青谷 ポンプ 1号車	5 _W	〃 あおだにぼんぶ 1	1～12
〃	〃 タンク 1号車	5 _W	〃 あおだにたんく 1	1～12
〃	〃 救急 1号車	5 _W	〃 あおだにきゅうきゅう 1	1～12
〃	〃 資機材搬送 1号車	5 _W	〃 あおだにはんそう 1	1～12
〃	久津川 ポンプ 1号車	5 _W	〃 くつかわぼんぶ 1	1～12
〃	〃 救急 1号車	10 _W	〃 くつかわきゅうきゅう 1	1～12
〃	〃 資機材搬送 1号車	5 _W	〃 くつかわはんそう 1	1～12
〃	消防長（災害対策本部）	2 _W	じょうしょう 10	1～12
〃	本署 署長	2 _W	〃 20	1～12
〃	〃 中隊長	2 _W	〃 30	1～12
〃	〃 指揮隊長	5 _W	〃 しき 101	1～12
〃	〃 指揮隊	5 _W	〃 しき 102	1～12
〃	〃 指揮隊	5 _W	〃 しき 103	1～12
〃	〃 ポンプ1号車小隊長	2 _W	〃 101	1～12
〃	〃 ポンプ2号車小隊長	2 _W	〃 201	1～12
〃	〃 非常招集隊	2 _W	〃 301	1～12
〃	〃 非常招集隊	2 _W	〃 302	1～12
〃	〃 第1小隊員	2 _W	〃 102	1～12
〃	〃 第2小隊員	2 _W	〃 202	1～12
〃	〃 救急1号車小隊長	2 _W	〃 きゅうきゅう 101	1～12
〃	〃 救急2号車小隊長	2 _W	〃 きゅうきゅう 201	1～12
〃	〃 予備	2 _W	〃 01	1～12
〃	〃 予備	2 _W	〃 02	1～12
〃	青谷 事務所	5 _W	〃 あおだにぶんしょ	1～12
〃	〃 分署長	2 _W	〃 あおだに 10	1～12
〃	〃 ポンプ車小隊長	2 _W	〃 あおだに 101	1～12
〃	〃 ポンプ車小隊員	2 _W	〃 あおだに 102	1～12
〃	〃 救急車小隊長	2 _W	〃 あおだにきゅうきゅう 101	1～12
〃	久津川 事務所	5 _W	〃 くつかわぶんしょ	1～12

区分	設 置 場 所	電力	呼 出 名 称	保有局数波
〃	〃 分署長	2 _w	〃 くつかわ 10	1～12
〃	〃 ポンプ車小隊長	2 _w	〃 くつかわ 101	1～12
〃	〃 ポンプ車小隊員	2 _w	〃 くつかわ 102	1～12
〃	〃 救急車小隊長	2 _w	じょうしょう くつかわきゅうきゅう 101	1～12

(令和 7 年 2 月現在)

(注) 1 波 活動波 1 7 波 主運用波 2
2 波 活動波 2 8 波 主運用波 3
3 波 主運用波 9 波 主運用波 4
4 波 統制波 1 10 波 主運用波 5
5 波 統制波 2 11 波 主運用波 6
6 波 統制波 3 12 波 主運用波 7

■資料－22 危険物施設一覧

(令和7年2月現在)

施設区分 \ 地区別	久津川	久世	寺田	今池	富野	青谷	計
製造所		1					1
屋内貯蔵所	11	3	5		4	3	26
屋外タンク貯蔵所		8					8
屋内タンク貯蔵所	2		1		1		4
地下タンク貯蔵所	1	2	3	2	4	8	20
移動タンク貯蔵所					4	1	5
屋外貯蔵所				1			1
給油取扱所	3	2	4	3	4	9	25
一般取扱所	4	1		1	3	2	11
計 (事業所数)	21 (10)	17 (4)	13 (10)	7 (5)	20 (13)	23 (16)	101 (58)

■資料－23 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧
(土砂災害警戒区域)

番号	区 域 名	区域番号	所 在 地	自然現象
1	富野 A	き 1003	城陽市富野	急傾斜地の崩壊
2	富野 B	き 1003－2	城陽市富野	急傾斜地の崩壊
3	寺田 1	新き 1001	城陽市寺田	土石流
4	寺田 2	新き 2002	城陽市寺田	土石流
5	寺田 A	き 1003－3	城陽市寺田	急傾斜地の崩壊
6	寺田 B	き 1003－4	城陽市寺田	急傾斜地の崩壊
7	寺田 C	き 1003－5	城陽市寺田	急傾斜地の崩壊
8	長池 A	き 2002	城陽市長池	急傾斜地の崩壊
9	観音堂 A	き 2002－2	城陽市観音堂	急傾斜地の崩壊
10	中 A	き 2002－3	城陽市中	急傾斜地の崩壊
11	中 B	き 2002－4	城陽市中	急傾斜地の崩壊
12	中 C	き 2002－5	城陽市中	急傾斜地の崩壊
13	中 D	き 2002－6	城陽市中	急傾斜地の崩壊
14	中 E	き 2002－7	城陽市中	急傾斜地の崩壊
15	市辺 1	き 501	城陽市市辺	土石流
16	市辺 2	新き 1002	城陽市市辺	土石流
17	市辺 A	き 2002－8	城陽市市辺	急傾斜地の崩壊
18	市辺 B	き 2002－9	城陽市市辺	急傾斜地の崩壊

(土砂災害特別警戒区域)

番号	区 域 名	区域番号	所 在 地	自然現象
1	富野 A	き 1003	城陽市富野	急傾斜地の崩壊
2	富野 B	き 1003－2	城陽市富野	急傾斜地の崩壊
3	寺田 A	き 1003－3	城陽市寺田	急傾斜地の崩壊
4	寺田 B	き 1003－4	城陽市寺田	急傾斜地の崩壊
5	寺田 C	き 1003－5	城陽市寺田	急傾斜地の崩壊
6	長池 A	き 2002	城陽市長池	急傾斜地の崩壊
7	観音堂 A	き 2002－2	城陽市観音堂	急傾斜地の崩壊
8	中 A	き 2002－3	城陽市中	急傾斜地の崩壊
9	中 B	き 2002－4	城陽市中	急傾斜地の崩壊
10	中 C	き 2002－5	城陽市中	急傾斜地の崩壊
11	中 D	き 2002－6	城陽市中	急傾斜地の崩壊
12	中 E	き 2002－7	城陽市中	急傾斜地の崩壊
13	市辺 1	き 501	城陽市市辺	土石流
14	市辺 A	き 2002－8	城陽市市辺	急傾斜地の崩壊
15	市辺 B	き 2002－9	城陽市市辺	急傾斜地の崩壊

■資料－24 防災備蓄品一覧

(令和6年4月現在)

区分	施設 品名	久津川 小学校	古川 小学校	久世 小学校	深谷 小学校	寺田 小学校	寺田南 小学校	寺田西 小学校	今池 小学校	富野 小学校	青谷 小学校	南部 コミセン	城陽 中学校	南城陽 中学校	その他	合計
食糧	エマージェンシークッキー	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	9,912	300	300	1,200	14,712
	白がゆ											6,205				6,205
	新生児用粉ミルク（10g）											360				700
	液体ミルク											350				350
	ライスクッキー											336				336
	飲料水（500ml）	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	17,495	300	300	1,200	22,415
生活必需品	テント	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3			35
	毛布	1,840	790	320	1,730	390	310	1,620	750	300	320	40	1,800	300	1,080	11,590
	ろ水機	1	1	1	1	1	1	1	1		1			1		10
	発電機	1	1	2	1	1	2	1	2	1	1	10	1		1	34
	投光機	1	2	2	2	2	2	2	2	1	2	10	7			37
	ハルンライト投光機	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					10
	コードリール	6	4	3	4	4	2	2	2	2	4	6	2			41
	強力ライト	10	10	10	9	10	10	10	10	10	10		10			109
	ガス炊飯器	3							3			29				35
	ガスコンロ	10	10	6	10	6	5	5	10	6	6	47	10			131
	炊出用鍋	4	2	3	4	2	5	3	1	2	2	20	2			50
	やかん	2	2		2	2	2	2	2	2	2		2			20
	燃料携帯缶	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2			22
	燃料混合容器	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1			11
	ブルーシート	60	65	51	66	53	57	55	64	62	51		60		60	704
	仮設トイレ	6	4	4	4	6	4	8	6		4	4		4		54
	マンホールトイレ														10	10
	簡易バザー式			40			40		20			10		40		110
	非常用飲料水袋	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	800				5,800
	哺乳瓶(使い捨て)											300				300
	生理用品											1,720				1,720
救助機具	パーティション	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	24	48
	メガホン	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2			22
	災害救助セット	8	8	8	8	8	8	7	8	8	8		8			87
	チェンソー	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1		1	12
	救命カブ(100m)	1	1	2	1	1	1	1	1		1		2	1		13
	ボール	10	10	10	10	10	10	9	10	10	10		10			109
	オノ	2	3	3	3	2	3	3	3	3	3		2			30
	スコップ	20	20	38	20	23	20	9	20	20	20		20			230
	ツルハシ	10	10	10	7	10	10	10	10	10	10		10			107
	ノコギリ	5	5	6	5	5	8	5	5	5	6		5			60
	ナタ	5	5	4	2	5	5	4	4	5	5		4			49
	カマ	5	5	10		4		5	5	5	5		5			49
	ジャッキ(車用)	10	10	10	60	10	5	15	16	10	10		9			165
	一輪車	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2		2			21
	消火バケツ	50	48	50	50	50	51	48	50	50	50		30			527
	担架	2	2	2	2	2	2	5	2	2	2		2			25

■資料－25 消防本部水防資器材一覧

資 材	数 量	器 材	数 量
杭 3.0m 以上	1,119	鋸	39
杭 3.0m 未満	3,020	なた等	45
鉄杭	60	鎌	29
麻袋等	780	ツルハシ	17
フレコン	21,200	剣先スコップ	99
むしろ	355	蛸槌	12
縄	60	掛矢	42
番線 (kg)	810	クリッパー	18
予備土 (m³)	135	金槌	9
		一輪車	10
		水中ポンプ	26
		発電機	15
		防水シート	11
		ブルーシート	285
		投光器	51
		コンパネ	68
		救命ボート	2
		救命胴衣	10
		シノ	64

(令和 7 年 1 月現在)

■資料－26 城陽市防災無線設置状況

★印は、常時、送受信可能な半固定型無線機設置箇所

局 種	設 置 場 所	呼出番号	備 考
基地局 1 局	★ 市役所（統制台）	100	
	★ 〃 （副統制台）	101	
	遠隔制御器（危機・災害対策課）	701	
	〃 （災害対策本部）	160	
	★ 遠隔制御器（管理課）	130	
	★ 遠隔制御器（子育て支援課）	150	
陸上移動局 （車載型）16 局	企画管理部車両	200	
	都市整備部車両	210	
	都市整備部車両	211	
	総務部車両	212	
	都市整備部車両	213	
	都市整備部車両	214	
	都市整備部車両	215	
	まちづくり活性部車両	250	
	都市整備部車両	260	
	消防本部車両	219	
	城陽市消防団久津川分団車両	220	
	城陽市消防団久世分団車両	221	
	城陽市消防団寺田分団車両	222	
	城陽市消防団今池分団車両	223	
	城陽市消防団富野荘分団車両	224	
	城陽市消防団青谷分団車両	225	
陸上移動型 （携帯型）45 局	企画管理部	500	
	企画管理部	501	
	総務部	502	
	総務部	503	
	総務部	530	
	市民環境部	531	
	市民環境部	532	
	市民環境部	533	
	福祉保健部	534	
	福祉保健部	535	
	福祉保健部	540	
	福祉保健部	541	
	まちづくり活性部	542	
	まちづくり活性部	543	
	まちづくり活性部	550	
	まちづくり活性部	551	
	まちづくり活性部	552	
	都市整備部	553	
	都市整備部	554	
	都市整備部	555	

局 種	設 置 場 所	呼出番号	備 考
陸上移動局 (携帯型)	都市整備部	556	
	都市整備部	557	
	都市整備部	558	
	上下水道部	559	
	上下水道部	560	
	上下水道部	561	
	上下水道部	570	
	教育部	571	
	教育部	572	
	教育部	573	
	教育部	574	
	危機・防災対策課	580	
	危機・防災対策課	581	
	危機・防災対策課	582	
	危機・防災対策課	583	
	危機・防災対策課	584	
	消防本部	319	
	消防本部	320	
	消防本部	321	
	城陽市消防団久津川分団	519	
	城陽市消防団久世分団	520	
	城陽市消防団寺田分団	521	
	城陽市消防団今池分団	522	
	城陽市消防団富野荘分団	523	
	城陽市消防団青谷分団	524	
陸上移動局 (半固定型) 52 局	★ 消防署	119	
	★ 城陽警察署	110	
	★ 自衛隊大久保駐屯地	120	
	★ 古川小学校	600	
	★ 北城陽中学校	601	
	★ 上下水道部	602	
	★ 遠隔制御装置（北部コミュニティセンター）	602#01	
	★ 平川幼稚園	604	
	★ 久津川小学校	605	
	★ 久津川保育園	606	
	★ 里の西保育園	607	
	★ 久世小学校	608	
	★ 東部コミュニティセンター	609	
	★ 久世保育園	610	
	★ 東城陽中学校	611	
	★ 深谷小学校	612	
	★ 青谷消防分署	613	
	★ 市民体育館	614	
	★ 青少年野外活動総合センター	615	
	★ 城陽高等学校	616	
	★ 地域子育て支援センター	617	

局 種	設 置 場 所	呼出番号	備 考
陸上移動局 (半固定型)	★ 城陽中学校	618	
	★ 寺田小学校	619	
	★ 鴻の巣会館	620	
	★ 寺田南小学校	621	
	★ 保健センター	622	
	★ くぬぎ保育園	623	
	★ 今池保育園	625	
	★ 西城陽中学校	626	
	★ 寺田西小学校	627	
	★ 佐伯幼稚園	628	
	★ 西城陽高等学校	629	
	★ 今池小学校	630	
	★ 男女共同参画支援センター	632	
	★ 今池コミュニティセンター	633	
	★ 南部コミュニティセンター	634	
	★ 清心保育園	635	
	★ 富野小学校	636	
	★ 南城陽中学校	637	
	★ 陽寿苑	638	
	★ 青谷小学校	639	
	★ 府立心身障害者福祉センター	640	
	★ 文化パーク城陽	641	
	★ 青谷コミュニティセンター	642	
	★ 青谷保育園	643	
	★ 陽幸苑	644	
	★ 京都きづ川病院	645	
	★ 国立病院機構南京都病院	646	
	★ 鴻の巣保育園	647	
	★ 陽和苑	648	
	★ 久津川消防分署	649	
	★ 教育委員会	650	
	★ 陽東苑	651	

■資料－27 広報車の所有状況（令和6年2月1日現在）

所 属	台 数
危機・防災対策課	1
企画管理部	1
まちづくり活性部	1
都市整備部	1
教育委員会	1
総務部	3
計	8

■資料－28 要配慮者利用施設一覧

No.	施 設 名	要配慮者の種類	所 在 地	電話番号	摘要
1	久津川保育園	乳・幼児	平川大將軍 2	52-4864	浸水
2	鴻の巣保育園	〃	寺田東ノ口 51-5	55-9191	浸水
3	今池保育園	〃	富野高井 44-3	53-2800	浸水
4	青谷保育園	〃	中樋ノ上 63-1	52-1039	浸水
5	せいじん保育園	〃	富野西田部 64-1	53-1300	浸水
6	くぬぎ保育園	〃	寺田庭井 36-4	52-1662	浸水
7	清心保育園	〃	富野荒見田 4	55-0230	浸水
8	里の西保育園	〃	久世里ノ西 66-1	55-0243	浸水
9	平川幼稚園	〃	平川大將軍 77-3	53-1288	浸水
10	佐伯幼稚園	〃	寺田今橋 68	52-3669	浸水
11	青谷聖家族幼稚園	〃	中向河原 11	53-9303	浸水
12	地域密着型特別養護老人ホーム ひだまり平川	高齢者	平川浜道裏 20-1	55-5219	浸水
13	特別養護老人ホーム ひだまり久世	〃	久世里ノ西 82-1	54-7539	浸水
14	ケアハウス ミレー京都	〃	平川浜道裏 20-1	55-6010	浸水
15	グループホーム まごころ城陽	〃	富野南清水 68-5	54-7761	浸水
16	水度坂友愛ホーム 青谷ケアセンター（グループホーム友愛）	〃	市辺中垣内 4	57-0320	浸水
17	特別養護老人ホーム ビハーク本願寺	〃	奈島内垣外 1	54-0700	浸水
18	グループホーム ひだまり浜道裏	〃	平川浜道裏 29-5	54-7817	浸水
19	水度坂友愛ホーム 寺田ケアセンター（グループホームゆうあい寺田）	〃	寺田乾出北 45	56-1950	浸水
20	グループホーム リエゾン萌木の村	〃	寺田新池 65-1	54-0050	浸水
21	サービス付き高齢者向け住宅グロリー	〃	枇杷庄大堀 94	56-0135	浸水
22	サービス付き高齢者向け住宅やさしい手シニアリビングやさしえ城陽	〃	枇杷庄西ノ口 13-1	53-8341	浸水
23	指定通所介護事業所ひだまり	〃	平川浜道裏 20-1	55-5130	浸水
24	西部デイサービスセンター	〃	寺田乾出北 55	53-8555	浸水
25	地域福祉支援センター城陽（高齢者サービスセンターすまいる）	〃	枇杷庄中奥田 49-1	58-0611	浸水
26	通所介護事業所ほほえみの里	〃	枇杷庄大堀 94	56-0135	浸水
27	水度坂友愛ホーム 青谷ケアセンター（デイサービス友愛）	〃	市辺中垣内 4	57-0320	浸水
28	一部ユニット型短期入所生活介護事業所ひだまり平川	〃	平川浜道裏 20-1	55-5224	浸水
29	指定短期入所生活介護事業所ひだまり久世	〃	久世里ノ西 82-1	54-7536	浸水
30	デイサービスセンターリエゾン萌木の村	〃	寺田新池 65-2	54-7500	浸水
31	小規模多機能 久津川ホワイティー	〃	平川野原 16-18	52-5060	浸水
32	小規模多機能ホーム リエゾン萌木の村	〃	寺田新池 65-2	54-7505	浸水
33	小規模多機能型ホーム まごころ城陽	〃	富野南清水 68-6	54-8630	浸水
34	小規模多機能青谷ホワイティー	〃	市辺小梨間 33-2	52-8377	浸水

No.	施 設 名	要配慮者の種類	所 在 地	電話番号	摘要
35	デイサービス 保和囲邸	高齢者	市辺小梨間 33-2	46-8743	浸水
36	水度坂友愛ホーム寺田ケアセンター (ゆうあいの家 (小規模多機能型居宅介護))	〃	寺田乾出北 45	56-1950	浸水
37	水度坂友愛ホーム寺田ケアセンター (デイサービスゆうあい寺田)	〃	寺田乾出北 45	56-1950	浸水
38	介護付き高齢者住宅 寺田ホーム	〃	寺田尺後 40-4	34-4562	浸水
39	軽費老人ホーム ヴィラ城陽	〃	市辺笹原 1	55-1875	土砂
40	和みの家	〃	中北石神 5	54-2424	土砂
41	ショートステイ和みの家	〃	中北石神 5	54-2424	土砂
42	京都きづ川病院	傷病者	平川西六反 26-1	54-1111	浸水
43	あそかビハラー病院	〃	奈島下ノ畔 3-3	54-0120	浸水
44	シンクワズライフオフィス汽車ぽっぽ	障がい者	寺田西ノ口 9-10	55-3535	浸水
45	指定居宅介護事業所 チャレンジ	〃	観音堂巽畑 61	53-4786	浸水
46	ふたば園	〃	久世北垣内 137-5	54-1966	浸水
47	障害者支援施設 凜	〃	富野東田部 69-1	56-7888	浸水
48	城陽作業所	〃	奈島川原口 12	54-2424	浸水
49	ものづくりスペースみんななかま	〃	寺田垣内後 69-1	55-5583	浸水
50	ワークショップ野の花	〃	寺田樋尻 48-26	55-1532	浸水
51	地域福祉支援センター城陽 (身体障害者デイサービスセンター すいんぐ)	〃	枇杷庄中奥田 49-1	58-0622	浸水
52	地域福祉支援センター城陽 (障害者生活支援センター はーもにい)	〃	枇杷庄中奥田 49-1	55-5981	浸水
53	地域福祉支援センター城陽 (障害児 (者) 地域療育支援センター ういる)	〃	枇杷庄中奥田 49-1	54-3109	浸水
54	城陽作業所市辺分室	〃	市辺五島 7-30	54-2424	浸水
55	ショートステイそよかぜ	〃	寺田垣内後 70-4	55-5583	浸水
56	共同生活ホームシュクレサレ	〃	寺田中大小 99	66-5264	浸水
57	！-apartment	〃	寺田樋尻 54-4 泰西マンション	66-4618	浸水
58	放課後等デイサービスきりん	〃	観音堂甲畑 92-3 総合援助センター P-BOC24 1F	66-4723	浸水
59	はッピーすまいる	〃	寺田東ノ口 2-8-101	51-5152	浸水
60	わいわいプラス城陽教室	〃	富野南清水 59-1 グ ラ ン ビ ル 2 階	55-6838	浸水
61	放課後等デイサービスきりんくらぶ	〃	寺田今堀 62 番地 70, 71	66-4723	浸水
62	わいわいプラス寺田教室	〃	寺田袋尻 17-12 岩佐ビル 1 階	57-3090	浸水
63	わいわいプラス富野教室	〃	富野南清水 8-6	66-6825	浸水
64	放課後等児童デイサービス オーロラ教室	〃	寺田高田 40-9	53-2016	浸水
65	PARC(パルク)ウィル城陽	〃	寺田樋尻 18-6	74-8277	浸水
66	城陽市立古川小学校	児童	上津屋境端 57	53-1500	浸水

No.	施 設 名	要配慮者の種類	所 在 地	電話番号	摘要
67	城陽市立寺田南小学校	児童	寺田新池 23-1	52-6800	浸水
68	城陽市立寺田西小学校	〃	寺田西ノ口 65	53-7005	浸水
69	城陽市立今池小学校	〃	寺田大畔 177-1	52-2402	浸水
70	城陽市立富野小学校	〃	富野堀口 1	52-0009	浸水
71	城陽市立青谷小学校	〃	中向河原 1	52-0040	浸水
72	城陽市立西城陽中学校	〃	寺田乾出北 82	53-1600	浸水
73	城陽市立南城陽中学校	〃	観音堂巽畑 17-4	53-7009	浸水
74	城陽市立北城陽中学校	〃	平川長箴 33	55-1009	浸水
75	京都府立西城陽高等学校	〃	枇杷庄京縄手 46-1	53-5455	浸水
76	城陽市古川学童保育所	〃	上津屋境端 57	54-2487	浸水
77	城陽市寺田南学童保育所	〃	寺田新池 23-1	54-0707	浸水
78	城陽市寺田西学童保育所	〃	寺田西ノ口 65	54-2584	浸水
79	城陽市今池学童保育所	〃	寺田大畔 177-1	54-2956	浸水
80	城陽市富野学童保育所	〃	富野堀口 2-1	54-2955	浸水
81	城陽市青谷学童保育所	〃	中向河原 1	54-2486	浸水

＊ 摘要欄の「浸水」は木津川はん濫時の浸水想定区域、「土砂」は土砂災害警戒区域内に立地している施設で、高齢者等避難を発令したときは早急に情報を伝達する。

■資料－29 城陽市外国人住民の推移

年	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
住基人口 (人)	700	648	620	619	576	577	573	581	574	625	717	744	772	702	783	866

※各年の人口は、4月1日現在

■資料－30 給水車の所有状況

(令和6年2月現在)

給水車	給 水 容 器	仮 設 給 水 槽
2.0m ³ × 1 台	飲料袋 6L × 4,000 袋	1.0 m ³ ×5 基
給水タンク (移動可能)		
0.5m ³ × 1 台		
1.5m ³ × 1 台		
1.8m ³ × 1 台		
2.0m ³ × 1 台		

■資料－31 日赤奉仕団 城炊会

(令和5年2月現在)

代表者	住 所	電 話 番 号	団 員 数
浦畑眞一郎	寺田高田 56-17	54-7232	35 人

■資料－32 市内の米穀販売業者一覧

(令和6年2月1日現在)

業 者 名	所 在 地	電話番号	業 者 名	所 在 地	電話番号
赤松屋	長池北清水 112-2	56-6855	ダックス城陽久津川店	平川横道 87-1	57-1678
石川米穀店(有)	寺田今掘 136-5	52-5319	ダックス城陽寺田店	寺田垣内後 41	74-8225
梅川商店	寺田北東西 7-2	52-2010	デパートヤマザキ城陽平川店	平川車塚 60-1	52-4577
(有)おかよし城陽営業所	寺田林ノ口 2-16	55-3070	ドラッグユタカ城陽店	富野荒見田 50	52-0334
お米の竹本	寺田市ノ久保 2-291	52-5683	ドラッグユタカ城陽寺田店	寺田北山田 21-1	54-5785
カネマサ商店	富野堀口 80	54-2762	西酒店	平川浜道裏 11-13	52-4830
きくいち米酒店	寺田今掘 62-69	52-8855	長谷川米穀店	富野南清水 8-45	53-1279
(有)北沢米穀店	平川指月 77-4	52-2048	ファミリーマート市辺南垣内店	市辺南垣内 57-1	57-3651
(株)キタオ	平川指月 59	55-1331	ファミリーマート城陽久世店	久世下大谷 3	54-7307
梅川商店	寺田北東西 7-2	52-2010	ファミリーマート城陽寺田店	寺田垣内後 46-3	57-2660
キリン堂城陽店	寺田新池 82-1	57-5533	ファミリーマート城陽奈島店	奈島川田 13-1	54-7233
キリン堂城陽寺田店	久世荒内 320	55-1108	ファミリーマート城陽樋尻店	寺田樋尻 6	54-8009
業務スーパー城陽店	寺田北東西 5-4	58-0633	ファミリーマート城陽平川店	平川大将軍 9	57-3071
倉田酒店	寺田樋尻 38	52-2020	ファミリーマート城陽枇杷庄店	枇杷庄大三戸 19-1	58-1520
桑しま酒店	寺田大畔 40	52-2760	ファミリーマート城陽深谷店	寺田深谷 64-280	57-1002
コープ城陽	寺田林ノ口 11-436	55-4626	ファミリーマート城陽駅南店	寺田水度坂 15-304	54-4007
寿屋	寺田樋尻 55-4	55-6767	ファミリーマート富野荘駅前店	枇杷庄鹿背田 63-3	58-3120
サンディ城陽店	寺田高田 48-4	54-7563	フレッシュバザール城陽寺田店	寺田塚本 95-1	54-1001
志水商店	枇杷庄大堀 120-5	52-3479	(株)平和堂 アル・プラザ城陽店	富野荒見田 112 他	56-2600
ジャパン城陽店	久世北垣内 40	56-3222	(株)マツノキ寺田店	寺田西ノ口 22-6	52-0536
城陽さかえ酒店	寺田深谷 156-10	52-4667	マツヤスーパー久津川店	平川山道 1	84-7171
JA 京都やましろ寺田支店	寺田中大小 137	53-0050	ライフ寺田店	寺田樋尻 32	54-3232
スーパー山田屋富野荘本店	枇杷庄鹿背田 73	52-2041	リカーマウンテン城陽平川店	平川西六反 55-4	56-7025
スーパー山田店久津川店	平川東垣外 2-1	55-5252	ローソン城陽インター店	久世荒内 309	52-6766
スーパー山田屋青谷店	市辺五島 77-1	56-3300	ローソン城陽寺田店	寺田大畔 49-9	55-9606
セブンイレブン城陽インター店	寺田南川顔 34-1	53-7230	ローソン城陽白坂テクノパーク店	市辺白坂 4	53-7887
セブンイレブン城陽長池店	長池里開 32-32	56-0706	ローソン京都市役所前店	寺田高田 33	54-7622
セブンイレブン城陽平川店	平川横道 86	55-0025	ローソン京都市役所郵便局前店	寺田袋尻 56-1	57-2600
十川商店	奈島十六 29	52-0024	ドラッグストアコスモス寺田店	寺田垣内後 50-1	34-1411

■資料－33 炊き出し施設・設備の状況

施 設 名	炊き出し能力	炊き出し可能人員 (1人おにぎり3 個・玄米300g)	設 備 内 容		
			水 源	火力源	備 考
城陽市立 学校給食 センター	700 kg (米 135kg)	(1時間当り) 1,166 人	上水道	L P ガス	ボイラー運 転停止時 停電時 使用不可
城陽市立 久世保育園	60 kg (米 30 kg)	100 人	上水道	都市ガス	ガス停止時 使用不可
城陽市立 久津川保育園	60 kg (米 30 kg)	100 人	上水道	都市ガス	ガス停止時 使用不可
城陽市立 鴻の巣保育園	60 kg (米 30 kg)	100 人	上水道	都市ガス	ガス停止時 使用不可
城陽市立 今池保育園	60 kg (米 30 kg)	100 人	上水道	都市ガス	ガス停止時 使用不可
城陽市立 青谷保育園	60 kg (米 30 kg)	100 人	上水道	L P ガス	
(株)都給食	250 kg (米 125 kg)	416 人	上水道	都市ガス	ガス停止時 使用不可
(株) Shinmei Delica		2,040 人	地下水	ブタンガス	停電時 使用不可
城陽市 保健センター	8 kg (4 kg)	13 人	上水道	L P ガス	
城陽市北部 コミュニティセンター	8 kg (4 kg)	13 人	上水道	都市ガス	ガス停止時 使用不可
城陽市東部 コミュニティセンター	12 kg (6 kg)	20 人	上水道	電 気	停電時 使用不可
文化パーク城陽 城陽市寺田 コミュニティセンター	15 kg (7.5 kg)	25 人	上水道	電 気	
城陽市青谷 コミュニティセンター	6 kg (3 kg)	10 人	上水道	電 気	停電時 使用不可
城陽市南部 コミュニティセンター	15 kg (7.5 kg)	25 人	上水道	都市ガス	ガス停止時 使用不可
城陽市今池 コミュニティセンター	20 kg (10 kg)	33 人	上水道	都市ガス	ガス停止時 使用不可
1 日 (8 時間) 最大炊き出し可能人員 34,088 人分 (1 回当たりの炊き出し可能人員 4,261 人分)					

■資料－34 医療施設一覧表

(令和5年2月1日現在)

地区名	医療機関名	診療科目	所在地	電話
久津川	杉本クリニック	内科・皮膚科	平川横道 7-4	52-2338
	医療法人狩野内科	内科・胃腸科・リハビリテーション科	平川室木 12-3 綿利ビル 1F	56-5567
	医療法人鎌田クリニック	整形外科・リハビリテーション科	平川指月 58-2 田辺ビル 1F	57-0118
	腎・泌尿器科おおねクリニック	腎臓・泌尿器科・皮膚科	平川指月 77-4	66-3581
	沼眼科	眼科	平川指月 62-2	53-1122
	安宅歯科医院	歯科	平川室木 115	52-2107
	中山歯科医院	歯科	平川東垣外 67-4	52-7361
	村上歯科医院	歯科	平川大將軍 67-48	54-1148
	丸橋歯科医院	歯科・小児歯科	久世里ノ西 15-9	56-0323
	みよし歯科	歯科・小児歯科	平川横道 7-1 久津川ビル 2F	56-2022
古 川	京都きづ川病院	内科・外科・整形外科・小児科・脳神経外科・消化器内科・循環器内科・放射線科・肛門外科・泌尿器科・皮膚科・麻酔科・リウマチ科・リハビリテーション科・神経内科	平川西六反 26-1	54-1111
	医療法人啓信会きづ川クリニック	小児科・皮膚科・リハビリテーション科・脳神経内科・耳鼻科・循環器内科・消化器内科	平川西六反 44	54-1113
	とくだ小児科内科	小児科・内科	久世里ノ西 64-22	53-4970
	小西歯科医院	歯科・小児歯科	平川中道表 12-88	53-1910
	北澤歯科医院	歯科・小児歯科	平川西六反 53-3	55-5005
	社会福祉法人城陽福祉会特別養護老人ホームひだまり平川医務室	内科	平川浜道裏 20-1	55-5150
久 世	医療法人社団コクラ医院	小児科・リハビリテーション科・内科・消化器内科・糖尿病内科・呼吸器内科	久世下大谷 18-111	52-2479
	医療法人社団高田内科	内科・胃腸内科	平川車塚 16-4	58-2088
	医療法人大槻内科医院	内科	久世上大谷 102-8	58-0232
	きだ内科クリニック	内科・糖尿病内科	平川山道 46-25	54-5456
	医療法人整形しまだクリニック	整形外科・リハビリテーション科	平川山道 46-25-3	66-7681
	さかい小児科クリニック	小児科・アレルギー科	平川山道 46-25-2	66-1252
	武智診療所	循環器内科	平川山道 28-5	66-4308
	耳鼻咽喉科・アレルギー科やすだクリニック	耳鼻咽喉科・アレルギー科	平川横道 84-1	55-8787
	なかむら眼科クリニック	眼科	平川山道 46-25	56-7707
	社会福祉法人城陽福祉会特別養護老人ホームひだまり久世医務室	内科	久世里ノ西 82-1	55-7539
	どい歯科医院	歯科・小児歯科	平川山道 51-7	54-6480

地区名	医療機関名	診療科目	所在地	電話
深 谷	医療法人栗山小児科医院	小児科	寺田深谷 64-12	56-2199
	吉田歯科医院	歯科	寺田深谷 64-305	55-3044
寺 田	ほうゆうリハビリテーション病院	内科・外科・放射線科・リハビリテーション科	寺田垣内後 43-4	53-8100
	医療法人和会 うめかわ内科クリニック	内科	寺田高田 55-2	54-7808
	ハヤシクリニック	内科・ペインクリニック科・アレルギー科	寺田高田 40-13	56-6441
	佐々木レディスクリニック	産婦人科・麻酔科	寺田水度坂 15-14	53-3735
	山口整形外科医院	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科	寺田林ノ口 23-3	57-0120
	医療法人ばんどう耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	寺田北山田 31-29	57-3387
	医療法人社団福生会小玉眼科医院	眼科	寺田水度坂 15-459	53-2003
	浦壁歯科医院	歯科	寺田尺後 8-16	54-2323
	大塚歯科医院	歯科・小児歯科	寺田宮ノ平 3-93	52-4785
	健デンタルクリニック	歯科・小児歯科	寺田北山田 27-7	56-2077
	高杉歯科医院	歯科・矯正歯科	寺田林ノ口 2-17	56-0418
	武田歯科医院	歯科	寺田水度坂 15-187	52-7770
寺田南	杉山医院	内科・循環器科・呼吸器科	寺田新地 135	52-2713
	中島内科	内科	寺田丁子口 59-5	34-0800
	医療法人社団究元会山野医院	内科・胃腸科・放射線科	寺田東ノ口 47	52-5015
	いしだクリニック	皮膚科・形成外科・整形外科	寺田水度坂 88-25	54-7660
	おくむら眼科クリニック	眼科	寺田北東西 65	52-6567
	医療法人白枝眼科	眼科	寺田樋尻 44-6 寺田駅前ビル 2F	53-8650
	医療法人おくだ歯科医院	歯科・小児歯科・矯正歯科	寺田高田 23-28	54-0111
	おくむら歯科医院	歯科・小児歯科	寺田島垣内 76	56-2440
	藤田歯科医院	歯科・小児歯科・矯正歯科	寺田高田 28-1	56-6625
	村上歯科医院	歯科	寺田今堀 20-12	54-0935
	酒井クリニック	内科・呼吸器内科・小児科	寺田樋尻 29-7	54-5900
寺田西	伊勢村医院	内科	寺田尺後 51-14	56-3290
	大原クリニック	内科・神経内科	寺田今堀 152-38	54-0148
	医療法人社団岡田診療所	内科・小児科・皮膚科・胃腸科・外科・整形外科	寺田今橋 13	52-7772
	森澤医院	内科・胃腸科・小児科	寺田西ノ口 18	52-5303
	佐々木整形外科	整形外科・外科・リハビリテーション科・リウマチ科	寺田樋尻 12-67	55-7123
	藤原クリニック	麻酔科	寺田西ノ口 7-4 西邦ビル 3F	56-8813
	水田乳腺クリニック	乳腺外科	寺田樋尻 54-1	57-2211
	まき眼科クリニック	眼科	寺田今堀 152-38	74-8440
	坂本歯科医院	歯科・小児歯科	寺田樋尻 69-37	55-5200
	佐々木歯科	歯科	寺田樋尻 12-85	52-5375
	歯科木村医院	歯科	寺田樋尻 48-14	52-2131
	医療法人フタニ歯科診療所	歯科・小児歯科	寺田西ノ口 7-4 西邦ビル 2F	54-3858
	和田歯科	歯科・小児歯科・矯正歯科	寺田今堀 153-19	56-2525
	五十嵐クリニック	精神科・心療内科	寺田西ノ口 20-7	54-8080

地区名	医療機関名	診療科目	所在地	電話
今 池	医療法人鹿野医院	内科・小児科・外科・肛門外科	富野西垣内 21	52-0441
	亀岡医院	内科・胃腸科・小児科	枇杷庄鹿背田 87	53-7183
	医療法人清福会安見内科 医院	内科・放射線科・リハビリテーション科	枇杷庄鹿背田 37-9	55-0633
	吉田クリニック	内科・循環器科	枇杷庄鹿背田 62	56-8688
	いけや整形外科医院	整形外科・リハビリテーション科・放射線科	枇杷庄鹿背田 72 トライ ンググループ 1F	56-0730
	医療法人千照会富野荘駅 前千原眼科	眼科	枇杷庄鹿背田 72 トライ ンググループ	54-5670
	岡田歯科クリニック	歯科・小児歯科	枇杷庄鹿背田 72	39-8249
	小林歯科医院	歯科	枇杷庄鹿背田 103-19	55-2781
	たかだ歯科医院	歯科	枇杷庄鹿背田 62 M I K I ビル	57-1778
	田坂歯科医院	歯科	枇杷庄島ノ宮 36-8	54-0281
富 野	城陽市休日急病診療所	内科・小児科	富野久保田 1-1	55-1111
	鈴木診療所	内科・神経内科	富野西田部 1-7	55-6233
	堀土内科医院	内科・消化器科	富野乾垣内 80	52-1428
	社会福祉法人南山城学園 診療所	内科・精神科・外科・皮膚科・リハビリ テーション科・歯科	富野狼谷 2-1	52-0425
	梅村歯科医院	歯科・小児歯科	長池北清水 32	52-1768
	弘明歯科医院	歯科・小児歯科・矯正歯科	富野北垣内 28-9	55-3811
	社会福祉法人南山城学園 翼医務室	内科・精神科・外科	観音堂甲畑 1-2	54-4507
	社会福祉法人南山城学園 和医務室	内科・精神科・外科	富野狼谷 2-1	52-0425
青 谷	独立行政法人国立病院機 構南京都病院	内科・外科・放射線科・循環器科・神経内 科・麻酔科・小児科・整形外科・呼吸器外 科・歯科・呼吸器科・皮膚科・リハビリ テーション科・消化器科・心療内科・気管食道科	中芦原 11	52-0065
	京都府立心身障害者福祉セ ンター附属リハビリテーション病院	整形外科・精神科・神経内科・泌尿器科・ 歯科・内科・リハビリテーション科	中芦原	54-1400
	社会福祉法人和光会特別 養護老人ホーム梅林園診 療所	内科・皮膚科・眼科・神経内科・外科	中芦原 55	52-4500
	あそかビハーラ病院	内科・緩和ケア内科	奈島下ノ畔 3-3	54-0120
	医療法人たつみ内科クリ ニック	内科・消化器内科	市辺小梨間 31-10	55-1937
	医療法人ほりうち医院	内科・小児科・リウマチ科	市辺柿木原 52-1	56-5330
	服部歯科医院	歯科・小児歯科	中樋ノ上 15-2	52-1411
	社会福祉法人京都悠仁福 社会軽費老人ホームヴィ ラ城陽医務室	内科	市辺笹原 1	55-1875
	京都府家庭支援総合セン ター城陽相談室	整形外科	中芦原	55-4119
	厚生労働省第二共済組合 南京都病院所属診療所	整形外科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・ 放射線科・麻酔科・内科・神経内科・小児 科・外科・呼吸器外科・循環器科	中芦原 11	52-0065
	社会福祉法人本願寺龍谷 会特別養護老人ホームビ ハーラ本願寺診療所	内科・外科	奈島内垣内 1	54-0700

■資料－35 防疫用薬品の備蓄量

薬品の種類	保 管 先	備 蓄 量
消毒剤	衛生センター	5 0 0 m l × 2 本

■資料－36 即時調達可能防疫薬品販売店等一覧

調 達 先	電話番号	カルキ	次亜塩素酸ソーダ	逆 性 石けん液	石炭酸	クレゾール 石けん液	その他
青谷薬局	52-0132			600cc 3 本		500cc 15 本	
いちい薬局	52-2807			600cc 10 本		500cc 10 本	
春日薬局	52-3227		500cc 5 本	500cc 20 本	500cc 10 本	500cc 20 本	スチオン粉剤 500g 50 本
久津川薬店	52-5927			500cc 2 本		500cc 3 本	
城南薬局	52-2809		500cc 1 本	500cc 2 本 100cc 2 本		100cc 2 本 500cc 1 本	
太洋薬局	52-7737			500cc 2 本			
富野薬局	53-2230			600cc 1 本		500cc 1 本	
長池薬局	52-0079			650cc 2 本		500cc 1 本 100cc 3 本	
オカモト薬局	52-5359			500cc 2 本 100cc 2 本		500cc 2 本 100cc 2 本	
みどり薬品	56-0859			500cc 1 本			
京阪薬局	55-9118					500cc 2 本	
畑中薬局	53-6352	50cc 1 本		500cc 6 本		500cc 4 本	
ヒグチ薬局	55-2344			500cc 1 本		500cc 5 本 100cc 1 本	
れもん薬局	52-0285			500cc 5 本			
さくら薬局	58-2271			500cc 2 本			
ミズドラッグ大久保店	58-2294			500cc 8 本		500cc 1 本	
(株)アズウェル	54-0409		500cc 40 本	500cc200 本		500cc 10 本	
(株)スズケン	24-7841		3L 50 本	500cc 40 本		500cc 2 本	
京栄薬品(株)	(075) 231-3191			500cc 24 本		500cc 24 本	
井筒薬品(株)	(075) 211-5151			500cc970 本		500cc 64 本	
中川安(株)	(075) 681-1967	全薬品 500cc 1,000 本					

■資料－37 防疫用機械の配置状況

防疫用機械名	台 数	配 置 先
噴霧器	9	衛生センター

■資料－38 火葬場の状況

名 称	所 在 地	電話番号	処理能力
京都市中央斎場	京都市山科区上花山旭山町 19-3	075-561-4251	1 日約 70 体
宇治市斎場	宇治市宇治金井戸 7-2	0774-21-2737	1 日約 15 体

■資料－39 市所有車両の状況

(令和6年2月1日現在)

部 名	乗用車		軽トラ	トラック ダンプ	バス	その他	合 計
	普通	軽					
企画管理部	1	2 (2)					3 (2)
総務部	2 (1)	7 (5)	1	1	2		13 (6)
市民環境部		1 (1)					1 (1)
福祉保健部		10 (4)					10 (4)
まちづくり 活性部	1	3 (3)					4 (3)
都市整備部		9 (9)	2	1			12 (9)
教育委員会		11 (10)	1				12 (10)
その他	1 (1)	1					2 (1)
合計	5 (2)	44 (34)	4	2	2		57 (36)

※()ワンボックスタイプ ※外部職場除く。

■資料－40 市内の民間輸送業者の状況

事 業 所 名	電話番号	事 業 所 名	電話番号
アクティブ(株)	56-6006	ひっこし専門城陽センター	54-2019
関西急送(株)京都物流センター	56-2111	ムラグチ運送(株)	54-2336
菊水引越センター	55-2826	ハヤブサ引越	0120- 018-823
久世運輸サービス(有)	56-1600	赤帽ツチダ運送	53-3865
鴻池運輸(株)宇治川営業所	53-5326	赤帽久津川運送	55-6867
三興運送(株)	54-0038	ドウゴ資材(有)	53-3417
城陽運送	53-8018	宇治物流(株)	54-5500
飛翔物流	54-7562	ヤマト運輸城陽営業所	0570- 200-000
大和運輸(株)	55-1405		

■資料－41 水道施設の概要

(令和6年3月31日現在)

施設名	施設実能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	水源	給水人口 (人)	普及率 (%)	平均配水量 ($\ell/\text{人} \cdot \text{日}$)
第1浄水場	1,100	深井戸	73,542 人	99.8%	288
第2浄水場	4,200	深井戸			
第3浄水場	13,400	深井戸			
	14,100	府営水道			

■資料－42 建設土木業者・器材一覧

(令和5年3月1日現在)

業者名 \ 機械名	タイヤ ショベル	ショベル	ブルドーザー	ダンプ	湿地 ブルドーザー	オフロード ダンプ	グレーダー	ドーザー ショベル	散水車 (タンク容量)
(株)川島工業	2	2			2				
(株)京都福田	2	1		1	1				1 (4m^3)
(株)黒野商店	2	1	1	2					
毛谷村興業(株)	4	2		2	1				1 (4m^3)
三陽興業(株)	3	3		4	2				1 (10m^3)
(株)城南工建	4	4		5	1				1 (10m^3)
城陽石産(株)	3	3		2	2				1 (2m^3)
玉井開発	3	3		4	3		1	1	1 (10m^3)
長池工業(株)	3	3		1	3	4	1		1 (10m^3)
(株)長尾組	2	7		2	4	5		1	1 (10m^3)
(有)二和産業	3	2		2	1				1 (6m^3)
(有)大日産業	2	1		2	2				

■資料－43 土地改良区

名称	所在地	電話番号
南部土地改良区	寺田高田 67-3	52-2619
城陽市青谷土地改良区	市辺五島 7-30	53-0356
内川土地改良区	富野北垣内 59	52-4355

■資料－44 ごみ収集車等一覧

車 種	所轄部署	台数	1 回の収集能力
パッカー車	市民環境部	2	2 t
プレス車	〃	1	2 t
ダンプ	〃	1	1 t
軽四	〃	3	0.35 t

■資料－45 ごみ処理施設一覧

施 設 名	種 別	処 理 能 力	所 在 地	電 話
クリーン 2 1 長谷山	焼却処理	240t/日 (120 t/日×2 炉)	城陽市富野 長谷山 1-270	52-3581
リサイクルセンター長 谷山	破砕処理	60 t/日	城陽市富野長 谷山 1-270	53-3581
クリーンパーク折居	焼却処理	115 t/日 (57.5 t/日×2 炉)	宇治市宇治折 居 18	20-4799
グリーンヒル三郷山	埋立処理	埋立面積 17,000m ² 埋立容積 200,000m ³	久御山町佐古 梶石 1-3	28-5353

■資料－46 生し尿収集車及び設備等一覧

車 別	所有者	台数	1 回の 収集能力	所 在 地	電 話
バキュームカー	(有)池田清掃	3	1,800 L	宇治市五ヶ庄折坂 15	38-2731
バキュームカー	(有)城陽環境開発	3	1,800 L	宇治市菟道丸山 1-44	53-9364
バキュームカー	城南衛生管理組 合	1	1,800 L	八幡市八幡沢 1	(075) 631-5171
		1	1,800 L	城陽市富野長谷山 1-270	52-3581
		1	3,600 L	久御山町佐古梶石 1-3	28-5353

■資料－47 し尿処理施設一覧

施 設 名	処 理 方 法	所 在 地	電 話
クリーンピア沢	前処理後公共下水道 へ排出	八幡市八幡沢 1	(075)631-5174

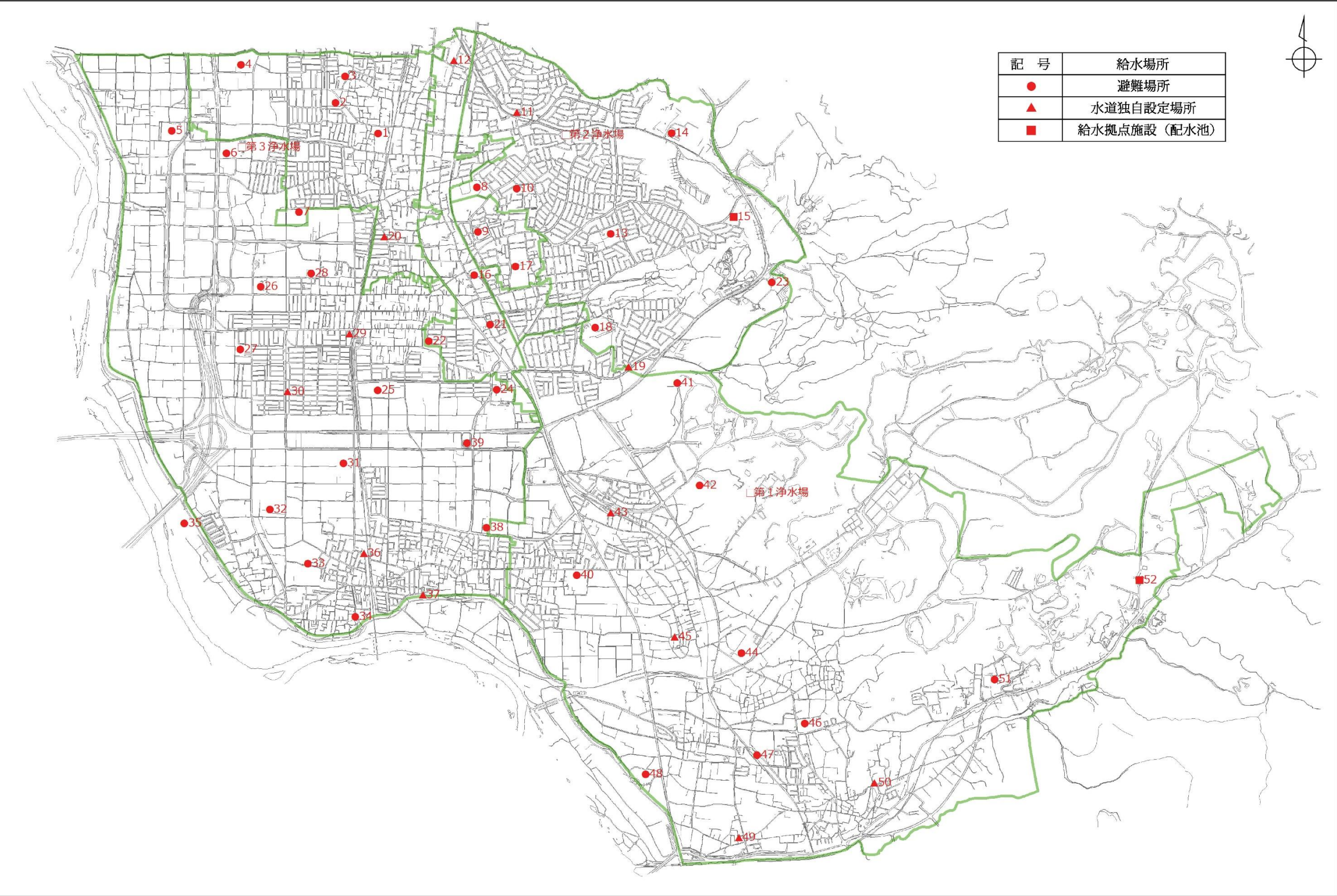
■ 資料－48 給水場所一覧表

校区名	配水区域	番号	給水場所	備考	校区名	配水区域	番号	給水場所	備考
久津川	低区	①	久津川小学校	避難場所	寺田西	直配	27	私立佐伯幼稚園	避難場所
		2	久津川保育園 (北部老人福祉センター陽和苑)	避難場所			28	西部老人福祉センター陽幸苑	避難場所
		3	久津川児童公園	避難場所			29	寺田駅西駅前広場	水道独自
古川	低区	4	北城陽中学校	避難場所			今池	直配	30
	直配	5	古川小学校	避難場所	31	今池小学校 (今池保育園)			避難場所
		⑥	北部コミュニティセンター	避難場所	32	府立西城陽高等学校			避難場所
		7	私立里の西保育園	避難場所	③③	今池コミュニティセンター			避難場所
久世	高区	⑧	久世小学校 (久世保育園)	避難場所	34	枇杷庄児童公園			避難場所
		9	東部コミュニティセンター	避難場所	35	木津川河川敷運動広場 (水主団地幼児公園の場合あり)			避難場所
		10	東部老人福祉センター陽東苑	避難場所	36	富野荘駅西側駅前広場			水道独自
		11	城陽団地井戸	水道独自 (水道施設)	直配	37			西垣内自治会集会所 (市道3010号線西垣内)
		12	城陽スイングスクール横 (市道1191号線側茶屋裏)	水道独自		③⑧	南部コミュニティセンター (私立清心保育園)	避難場所	
深谷	高区	⑬	深谷小学校 (地域子育て支援センター)	避難場所		39	城陽市保健センター (私立くぬぎ保育園)	避難場所	
		14	東城陽中学校	避難場所		中区	④④	富野小学校	避難場所
		⑮	高区配水池	水道独自 (水道施設)	41		(公財)青少年野外活動総合センター	避難場所	
		⑯	寺田小学校	避難場所	42		府立木津川運動公園	避難場所	
寺田	高区	17	城陽中学校 (男女共同・私立しいの木保育園)	避難場所	43		長池駅南側駅前広場	水道独自	
		18	府立城陽高等学校	避難場所	44		南城陽中学校	避難場所	
		19	高区中区連絡弁	水道独自 (水道施設)	45		水気耕栽培センター	水道独自	
		20	尺後第1幼児公園 (市道6号線尺後)	水道独自	青谷	中区	④⑥	青谷小学校 (青谷保育園)	避難場所
低区	21	鴻の巣会館	避難場所	47			青谷コミュニティセンター	避難場所	
	高区	22	鴻の巣保育園	避難場所			48	総合老人福祉センター陽寿苑	避難場所
23		市民体育館 (総合運動公園)	避難場所	49			十六公会堂東側	水道独自	
②④		寺田南小学校	避難場所	50			青池公園 (市道405号線北山)	水道独自	
寺田南	直配	②⑤	文化パーク城陽 (寺田コミュニティセンター)	避難場所			51	京都府立心身障害者 福祉センター体育館	避難場所
		寺田西	②⑥	寺田西小学校 (西城陽中学校)			避難場所	52	芦原配水池

※ 番号の○は、第1段階給水場所を示している。第1段階給水場所とは、断水後すぐに設置する給水場所である。

その他は断水開始12時間後でも断水が継続している場合に設置する給水場所である。

※ 浄水場及び配水池は、他の施設へ給水する給水拠点施設である。



■資料－50 応急仮設住宅建設候補地一覧

	施設名	所在地	建設戸数 (戸)	優先順位
1	久津川小学校グラウンド	京都府城陽市平川指月 1 番地	47	1
2	古川小学校グラウンド	京都府城陽市上津屋境端 57 番地	52	1
3	久世小学校グラウンド	京都府城陽市久世芝ヶ原 143 番地	35	1
4	深谷小学校グラウンド	京都府城陽市寺田深谷 1 11 番地の 2	39	1
5	寺田小学校グラウンド	京都府城陽市寺田北山田 2 番地	36	1
6	寺田南小学校グラウンド	京都府城陽市寺田新池 23 番地の 1	59	1
7	寺田西小学校グラウンド	京都府城陽市寺田西ノ口 65 番地	62	1
8	今池小学校グラウンド	京都府城陽市寺田大畔 177 番地の 1	68	1
9	富野小学校グラウンド	京都府城陽市富野堀口 1 番地	61	1
10	青谷小学校グラウンド	京都府城陽市中向河原 1 番地	40	1
11	城陽中学校グラウンド	京都府城陽市寺田北山田 35 番地	154	1
12	西城陽中学校グラウンド	京都府城陽市寺田乾出北 82 番地	138	1
13	南城陽中学校グラウンド	京都府城陽市観音堂巽畑 17 番地の 4	94	1
14	東城陽中学校グラウンド	京都府城陽市久世上大谷 24 番地	107	1
15	北城陽中学校グラウンド	京都府城陽市平川長筏 33 番地	96	1
16	陽寿苑 (グラウンド+駐車場)	京都府城陽市奈島川原口 2 0	54	1
17	総合運動公園(野球場)	京都府城陽市寺田奥山 1 他	82	1
計			1, 224	

< 様 式 >

様式 1

令和 年 月 日
時 分

京都府知事 様

城陽市長

自衛隊災害派遣要請について

災害対策基本法 68 条の 2 第 1 項に基づく自衛隊の災害派遣要請をお願いします。

記

区 分	内 容
災 害 の 状 況 及 び 派 遣 を 要 請 す る 事 由	
派 遣 を 希 望 す る 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間
派 遣 を 希 望 す る 区 域 及 び 活 動 内 容	
そ の 他 参 考 に な る べ き 事 項	

※ 図面の添付

[illegible]

様式 3 (火災・災害等即報要領関係)

〔災害概況即報〕		報告日時		年 月 日 時 分	
		都道府県			
消防庁受信者氏名		市町村名 (消防本部名)		城 陽 市	
災害名 (第 報)		報告者名			

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	人的 被害	死者	人	重傷	人	住家 被害	全壊	棟	床上浸水	棟
			不明	人	軽傷	人	半壊	棟	床下浸水	棟
				一部 破損	棟			未分類	棟	
119 番通報の件数										
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部の 設置状況		(都道府県)			(市町村)				
	消防機関等の 活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)							
	自衛隊派遣 要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式 4

被害状況報告 (1)

災害名:

第 報	城陽市災害対策本部			月 日 時 現在	受 信 時 刻	月 日 時	発信者		
	市 町 村 名			城陽市					
	発 生 日 時								
	項 目	単 位	符 号						
人的被害	死 者		人	(1)					
	行 方 不 明 者		人	(2)					
	負 傷 者	重 傷	人	(3)					
		軽 傷	人	(4)					
住宅被害	全 壊 (焼)		棟	(5)					
			世 帯	(6)					
			人	(7)					
	半 壊 (焼)		棟	(8)					
			世 帯	(9)					
			人	(10)					
	一 部 破 損		棟	(11)					
			世 帯	(12)					
			人	(13)					
	浸 水	床 上	棟	(14)					
			世 帯	(15)					
			人	(16)					
		床 下	棟	(17)					
			世 帯	(18)					
			人	(19)					
	非住居	公 共 建 物		棟	(20)				
		そ の 他		棟	(21)				
	その他の被害	田	流 出 埋 没	ha	(22)				
			冠 水	ha	(23)				
畑		流 出 埋 没	ha	(24)					
		冠 水	ha	(25)					
文 教 施 設		箇 所	(26)						
病 院		箇 所	(27)						
道 路		冠 水	箇 所	(28)					
		崩 壊	箇 所	(29)					
		そ の 他	箇 所	(30)					
橋 り よ う		箇 所	(31)						
河 川		箇 所	(32)						
港 湾		箇 所	(33)						
砂 防		箇 所	(34)						
崖 く ず れ		箇 所	(35)						
地 す べ り		箇 所	(36)						
土 石 流		箇 所	(37)						
林 地 崩 壊		箇 所	(38)						
清 掃 施 設		箇 所	(39)						
鉄 道 不 通		箇 所	(40)						
被 害 船 舶		隻	(41)						
水 道		戸	(42)						
電 話		回 線	(43)						
電 気		戸	(44)						
ガ ス		戸	(45)						
ブロック塀等		箇 所	(46)						
ビニールハウス等		棟	(47)						
農 道		箇 所	(48)						
農林水産業施設		箇 所	(49)						
畦 畔 崩 壊		箇 所	(50)						
農作物 ()		ha	(51)						
火災発生	建 物		件	(52)					
	危 険 物		件	(53)					
	そ の 他		件	(54)					
り災世帯数(全・半壊+床上浸水)		世 帯	(55)						
り災者数(全・半壊+床上浸水)		人	(56)						

被 害 状 況 報 告 (2)

災害名： _____

市 町 村 名			城 陽 市					
発 生 年 月 日								
項 目	単 位	符 号						
公 立 文 教 施 設	千 円	(a)						
農 林 水 産 業 施 設	千 円	(b)						
公 共 土 木 施 設	千 円	(c)						
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円	(d)						
小 計	千 円	(e)						
公共施設被害市町村	団 体	(f)						
そ の 他	農 産 被 害	千 円 (g)						
	林 産 被 害	千 円 (h)						
	畜 産 被 害	千 円 (i)						
	水 産 被 害	千 円 (j)						
	商 工 被 害	千 円 (k)						
	林 地 被 害	千 円 (l)						
		千 円						
		千 円						
	そ の 他	千 円 (m)						
	小 計	千 円 (n)						
被 害 総 額	千 円 (o)							
災 害 対 策 本 部	設 置	年月日 (p)						
	解 散	年月日 (q)						
災 害 警 戒 本 部	設 置	年月日 (r)						
	解 散	年月日 (s)						
消防職員出動延人数	人	(t)						
消防団員出動延人数	人	(u)						
市町村職員出動延人数	人	(v)						
そ の 他 出 動 延 人 数	人	(w)						
出 動 延 人 数 合 計	人	(x)						

様式 5 (火災・災害等即報要領関係)

第 1 号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) (月 日 時 分)	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人		死者の生じた 理 由			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積		㎡ ㎡	
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 ぼ や 棟 } 計 棟	焼 損 面 積		建物焼損床面積 ㎡ 建物焼損表面積 ㎡ 林野焼損面積 ha	
り災世帯数	世帯		気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部 (署) 消防団 その他 (消防防災ヘリコプター)		台 台 台・機		人 人 人	
救急・救助 活 動 状 況						
災害対策本部等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

様式 5-1 (火災・災害等即報要領関係)

第 2 号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市 町 村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種〕 第二種、その他				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物資の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI 等 7. その他 ()		物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()					
出火箇所	出火原因					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)			
			重 症 人 (人)			
			中等症 人 (人)			
			軽 症 人 (人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の指定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出場期間	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消防本部 (署)		台 人	
			消 防 団		台 人	
			消 防 防 災 ヘリコプター		機 人	
			海 上 保 安 庁		人	
			自 衛 隊		人	
			そ の 他		人	
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

様式 5-2 (火災・災害等即報要領関係)

第 3 号様式 (救急・救助事故)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態における災害		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)	
	計 人	{ 重 症 人 (人) 中 等 人 (人) 軽 症 人 (人)	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災害対策本部等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

住民避難状況調べ

[illegible]

避難所開設日誌

避難所名								
開設日時		班 長 名						
		班 員 名						
		所 属 名						
閉鎖日時		班 長 名						
		班 員 名						
		所 属 名						
収容人員	現 年 月 日 在	男	女	幼児	乳児	合 計		
						大人	小人	
支給物品								

備考 ・乳児 1歳未満児 ・幼児 就学前児

様式 8 (災害対策基本法施行規則関係)

別記様式第 3 (第 6 条関係)

		令和 年 月 日
京都府公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者		住 所 氏 名
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年 月 日

15

21

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月、及び日を表示する部分を白色、時を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

（裏 面）

1. 注意事項

- (1) この標章は、車両の見やすいところにはっておくこと。
- (2) 確認された日時が過ぎた時は、はやく警察へかえすこと。

2. 通行を確認する条件

- (1) 上記の注意事項を必ず守ること
- (2) 通行の確認をうけた目的以外の場合に通行しないこと。
- (3) この条件に違反したときは、通行の確認を取り消すことがある。

様式 10（災害対策基本法施行規則関係）

別記様式第 5(第 6 条の 2 関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印
		公安委員会 印
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号		
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあつ ては、輸送人員又は 品名）		
活 動 地 域		
車両の使 用者	住 所	() 局 番
	氏名又 は名称	
有 効 期 限		() 局 番
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

義援金品受付状況報告

城 陽 市

[illegible]

義援金品配分状況報告

城 陽 市

配分月日	金 額 (品名・数量)	配 分 先	備 考
計			

り 災 証 明 申 請 書

年 月 日

城 陽 市 長 様

【申請者】

住 所

氏 名 _____

電 話 () _____

り 災 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
り 災 場 所	城陽市	
り 災 者	氏 名 世 帯 等	フリガナ _____ 生年月日 _____ 世帯数 (世帯) 世帯人員 (人)
り 災 物 件	種 別 所 有 別	建物・収容物・工作物・その他 () 所有・管理・占有・その他 ()
り 災 状 況	概算被害額 円	
使 用 目 的		
提 出 先		

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 [※] の 所在地	
住家 [※] の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

城陽市長 奥田 敏晴